

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年7月28日

【事業年度】 第36期(自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日)

【会社名】 株式会社メガネスーパー

【英訳名】 MEGANESUPER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 星 崎 尚 彦

【本店の所在の場所】 神奈川県小田原市本町四丁目2番39号

【電話番号】 (0465)24 - 3611(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 三 井 規 彰

【最寄りの連絡場所】 神奈川県小田原市本町四丁目2番39号

【電話番号】 (0465)24 - 3611(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 三 井 規 彰

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

当社が過去に開示した有価証券報告書等について、お客様にお買い求めいただいた商品のうち、特注品等により期末日もしくは四半期末日時点で商品のお引渡しが完了していない取引について、本来、収受した代金は前受金として計上するべきところ、一部の取引において売上高の期ずれ計上が確認されたことを受けて、平成24年7月30日に提出いたしました第36期（自平成23年5月1日至平成24年4月30日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の財務諸表については、監査法人よつば総合事務所により監査を受けており、その監査報告書を添付しております。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

1 業績等の概要

(1) 業績

(2) キャッシュ・フローの状況

2 生産、受注、販売及び仕入の状況

(3) 販売状況

(4) 仕入状況

4 事業等のリスク

1 眼鏡等小売事業について

(6) 特定の取引先への依存度について

3 有利子負債依存度について

5 継続企業の前提に関する重要事象等

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第5 経理の状況

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

キャッシュ・フロー計算書

注記事項

(金融商品関係)

(税効果会計関係)

(セグメント情報等)

(1株当たり情報)

(3) その他

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

なお、訂正箇所が多数に及ぶことから上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第32期 平成20年4月	第33期 平成21年4月	第34期 平成22年4月	第35期 平成23年4月	第36期 平成24年4月
(1) 連結経営指標等					
売上高 (千円)	35,313,186				
経常損失() (千円)	717,596				
当期純損失() (千円)	2,949,820				
純資産額 (千円)	9,288,610				
総資産額 (千円)	33,601,944				
1株当たり純資産額 (円)	678.58				
1株当たり当期純損失() (円)	214.31				
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	27.6				
自己資本利益率 (%)	26.9				
株価収益率 (倍)	2.6				
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	786,871				
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	796,857				
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	833,139				
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	2,760,502				
従業員数 (名)	2,104 (459)	()	()	()	()
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (千円)	32,442,085	29,422,648	25,061,494	22,406,523	19,239,917
経常損失() (千円)	428,301	473,550	572,905	706,776	1,434,908
当期純損失() (千円)	2,605,287	3,985,099	4,269,222	1,624,398	1,932,909
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	1,532,360	1,532,360	1,532,360	1,532,360	2,924,159
発行済株式総数 (株)	13,790,880	13,790,880	13,790,880	13,790,880	48,528,884
純資産額 (千円)	9,380,691	5,209,573	940,042	678,819	172,050
総資産額 (千円)	31,756,808	26,262,191	19,023,032	14,024,365	12,941,807
1株当たり純資産額 (円)	685.30	380.59	68.68	49.59	64.16
1株当たり配当額 (円)	25.00				
(1株当たり中間配当額) (円)	(12.50)	()	()	()	()
1株当たり当期純損失() (円)	189.28	291.13	311.89	118.67	141.23
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	29.5	19.8	4.9	4.8	1.3
自己資本利益率 (%)	23.9	54.6	138.8	1,243.7	
株価収益率 (倍)	2.9	0.4	0.4	1.5	0.9
配当性向 (%)	13.2				
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)		1,447,025	863,609	436,555	1,905,436
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)		940,252	1,615,203	631,735	401,159
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)		646,087	2,565,297	496,971	1,848,618
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)		1,309,365	1,222,881	921,090	1,265,431
従業員数 (名)	1,966 (372)	1,706 (329)	1,539 (369)	1,388 (375)	1,082 (242)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、平成20年4月期、平成21年4月期、平成22年4月期及び平成23年4月期につきましては、1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、平成24年4月期につきましては、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
- 3 平成24年4月期の自己資本利益率につきましては、期中平均の自己資本がマイナスであるため記載しておりません。
- 4 従業員数につきましては、()内に外書で準社員、嘱託社員及びパート社員数を示しております。
- 5 連結経営指標等の平成21年4月期、平成22年4月期、平成23年4月期及び平成24年4月期につきましては、連結子会社がなくなったため記載をしておりません。
- 6 提出会社の経営指標等における平成20年4月期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高については、連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。
- 7 提出会社の経営指標等における平成21年4月期、平成22年4月期、平成23年4月期及び平成24年4月期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社の損益等からみて重要性が乏しいため、記載しておりません。

2 【沿革】

昭和48年2月、田中八郎(前取締役会長)が神奈川県小田原市に有限会社ニュー湘南眼鏡を設立、眼鏡用品の小売業を開始致しました。また、昭和51年7月には埼玉県大宮市(現さいたま市)に有限会社メガネスーパーを設立し、眼鏡用品のディスカウント販売を開始、以後、法人格を持った店舗を全国に展開致しました。

昭和54年5月、東京都中央区に当社の前身であります有限会社セントラル商事が設立され、上記各店舗に対する眼鏡用品の卸売業を開始致しました。その後、昭和55年9月に有限会社セントラル商事を株式会社セントラル商事に組織変更し、当社が設立されました(昭和56年8月、本店を神奈川県小田原市に移転)。

また、昭和54年6月、東京都中央区に有限会社三栄商事を設立し、上記各店舗に係る広告代理業を開始致しました。

法人格を持った各店舗については順次合併・営業譲渡を行い、昭和62年5月、株式会社メガネスーパー(昭和61年5月、神奈川県小田原市に株式会社メガネスーパー東北として設立)に集約化されました。

平成12年1月、当社(株式会社セントラル商事)は株式会社メガネスーパー及び有限会社三栄商事を吸収合併し、株式会社メガネスーパーに商号変更しました。

平成19年3月、当社は100%子会社である株式会社ザ・マスタースコーポレーションを吸収合併しました。

平成20年7月、Web通信販売サイトを立ち上げ、主にコンタクトレンズ及びコンタクトレンズ備品等のインターネットによる通信販売事業を開始致しました。

平成20年8月、当社は100%子会社である株式会社ハッチを吸収合併しました。

平成22年12月「ザ・マスタース天草コース」を会社分割し、新設子会社株式会社ザ・マスタースコーポレーション設立、同日付で株式譲渡を行い現在に至っております。

年月	沿革
昭和51年7月	埼玉県大宮市(現さいたま市)に有限会社メガネスーパー設立。眼鏡用品の小売業開始。以降、法人格を持った店舗を全国展開(その後、順次合併・営業譲渡を行い、昭和62年5月、株式会社メガネスーパーに集約化)。
昭和54年5月	東京都中央区に有限会社セントラル商事設立。眼鏡用品の卸売業開始。
昭和54年6月	東京都中央区に有限会社三栄商事設立。広告代理業開始。
昭和55年3月	神奈川県箱根町に株式会社サムソン設立。同所に「ホテルサムソン箱根」を建設、ホテル業開始(平成7年4月、同社を吸収合併し当社へ移管)。
昭和55年9月	有限会社セントラル商事を株式会社セントラル商事に組織変更(当社設立)。
昭和56年8月	本店を神奈川県小田原市に移転。
昭和59年7月	山梨県南都留郡に「ホテルサムソン山中湖」を建設し、ホテル業(その他の事業)開始。
昭和61年5月	神奈川県小田原市に株式会社メガネスーパー東北設立(平成6年12月、本店を東京都中央区に移転)。
昭和62年5月	株式会社メガネスーパー東北は全国の小売店舗を営業譲受、同時に株式会社メガネスーパーに商号変更。
平成8年4月	熊本県天草郡(現天草市)に「ザ・マスタース天草コース」をオープン、ゴルフ事業開始。
平成12年1月	株式会社メガネスーパー及び有限会社三栄商事を吸収合併し、株式会社メガネスーパーに商号変更。
平成12年6月	「ザ・マスタース天草コース」の運営管理及び会員権の販売を委託していた株式会社ザ・マスタースコーポレーション(平成3年7月、東京都中央区に設立、設立当時の当社持株比率20%)を当社の100%子会社化。
平成13年6月	東京都中央区に株式会社グッド・アイ設立(100%子会社)。均一低価格の眼鏡の小売業開始。
平成14年1月	株式会社グッド・アイを株式会社ハッチに商号変更。
平成14年2月	株式会社ハッチの本店を神奈川県小田原市に移転。
平成16年3月	日本証券業協会店頭登録(現大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場上場)。
平成19年1月	「ホテルサムソン箱根」の売却に伴い、ホテルの経営等(その他の事業)から撤退。
平成19年3月	株式会社ザ・マスタースコーポレーション(100%子会社)を吸収合併。
平成20年7月	Web通信販売サイトを立ち上げ、主にコンタクトレンズ及びコンタクトレンズ備品等のインターネットによる通信販売事業(その他の事業)開始。
平成20年8月	株式会社ハッチ(100%子会社)を吸収合併。
平成22年12月	「ザ・マスタース天草コース」を会社分割し、新設子会社株式会社ザ・マスタースコーポレーションを設立、同時に株式譲渡を行いゴルフ事業から撤退。

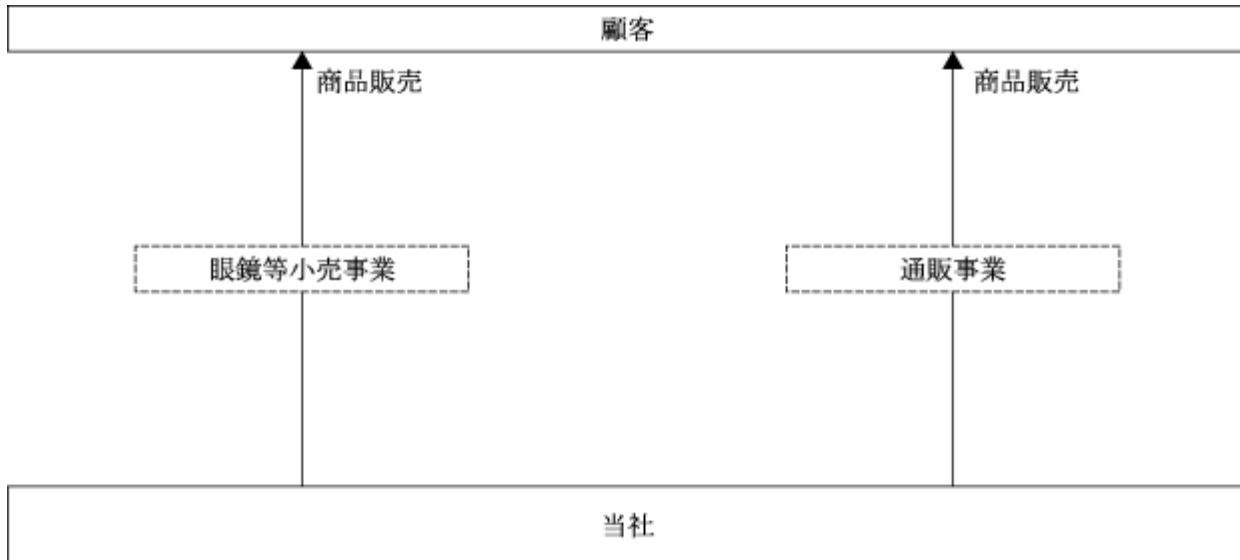
3 【事業の内容】

当社は、眼鏡等小売業を主な事業としております。

当社の事業内容は、次のとおりであります。

セグメントの名称	事業の内容
眼鏡等小売事業	フレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス・補聴器・補聴器付属品・化粧品・健康食品等の店舗における販売事業
通販事業	インターネット上の眼鏡等の販売サイト

上記の事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成24年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
眼鏡等小売事業	986(219)
通販事業	6(2)
全社(共通)	90(21)
合計	1,082(242)

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であります。
- 2 ()内は、外書きで、準社員数、嘱託社員数及びパート社員数を示しております。パート社員数につきましては1日の労働時間を8時間に換算した員数を示しております。
- 3 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。
- 4 前事業年度末に比べ従業員数が306人減少しております。主な要因は、事業構造改革の一環として実施した希望退職者募集に対する募集があったことによるものであります。

平成24年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,082(242)	37.5	10.4	3,070,702

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であります。
- 2 ()内は、外書きで、準社員数、嘱託社員数及びパート社員数を示しております。パート社員数につきましては1日の労働時間を8時間に換算した員数を示しております。
- 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社は、平成20年1月以降地域ごとにユニオンメガネスーパー支部が結成されておりましたが、平成20年4月、U I ゼンセン同盟に統合の合意を受けU I ゼンセン同盟メガネスーパー労働組合が結成されました。平成24年4月30日現在の組合員数は1,312名であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国の経済は、東日本大震災の影響により依然とした厳しい状況にある中で、震災後の復興事業等により企業活動の回復がみられるなど、一部では緩やかに持ち直しつつあります。しかしながら、欧州政府の債務危機や原油高をはじめとした海外景気の下振れの影響、国内における電力供給の制限、雇用情勢の悪化懸念や円高基調の継続等の景気回復に対する懸念材料により、依然として先行きが不透明な状況にあります。

眼鏡等小売業界におきましては、価格表示の明朗性・均一性や低価格を謳った業態の急速な台頭による「価格競争」が激化しております。また、景況感の悪化から、消費者の節約志向・低価格志向もより顕著となり、消費動向の低迷による買い替えサイクルの長期化や低価格による販売価格下落の進行などを背景に厳しい経営状況が続いております。

このような経済環境及び経営環境のもと、下記各事業の営業活動の結果、当事業年度の業績は、売上高は19,239百万円（前事業年度比14.1%減）、営業損失は1,243百万円（前事業年度は営業損失584百万円）、経常損失は1,434百万円（前事業年度は経常損失706百万円）、当期純損失は1,932百万円（前事業年度は当期純損失1,624百万円）となりました。

当事業年度における事業のセグメントごとの業績を示すと次のとおりであります。

眼鏡等小売事業

眼鏡等小売事業におきましては、「ベータプラ」や「エアフィット」、「スーパーメタルシリーズ」などの戦略商品を軸に、メイン顧客層であるミドル・シニア世代に向けて、それぞれのライフスタイルに適した商品のご提案を進めてまいりました。

夏・冬のボーナス商戦期には客数増を目的にバーゲンセールを展開し、一時的な効果は得られたものの、年間を通じては、消費動向の低迷による買い替えサイクルの長期化や販売価格の下落をカバーするには至らず、厳しい状況で推移いたしました。

また、平成24年1月にアドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合の支援を受け、事業再生を推し進めております。

当初予定では、同社から平成23年12月末の支援開始を予定しておりましたが、当社の棚卸資産計上の誤謬等の問題が発生し、1ヶ月支援が遅れたことにより、再生プロセスである100日プランの立ち上げが遅れ、様々な同プロセスが遅延を生じる結果となりました。特に希望退職者の募集プログラムにおいては、下期の売上高のピークである新営業年度を迎える3～4月に重なったために、同プログラムの期間の従業員の士気の低下を免れることが出来ず、売上高の伸長に影響を及ぼしました。

また、商品仕入の削減による店頭競争力の悪化による商品回転率の低減において、在庫商品での販売を強いられたことから、顧客ニーズに応えることが出来ず、同様に大きく売上高の減収となりました。更には、タイ洪水被害による一部レンズの供給がストップしたことによる他社メーカーへの振替により、眼鏡の納期の延期も売上高に大きく影響しました。

店舗施策としては、当事業年度における新規出店は0店舗、閉鎖店舗は2店舗となりました。

この結果、売上高は18,757百万円（前事業年度比13.2%減）、営業損失は1,130百万円（前事業年度は営業損失456百万円）となりました。

通販事業

通販事業におきましては、通信販売ならではの“お気軽・お手軽”をコンセプトに、お買得商品の打ち出しや代引き手数料無料等、通信販売競合店との差別化を図っております。

この結果、売上高は482百万円（前事業年度比19.2%減）、営業損失は14百万円（前事業年度は営業損失0百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べて344百万円増加し、当事業年度末には1,265百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、1,905百万円となりました。これは、仕入債務の増減額の減少、退職給付引当金の増減額の減少及び株主、役員に対する長期債務戻入益等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、401百万円となりました。これは、敷金及び保証金の回収による収入等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、1,848百万円となりました。これは、社債の償還による支出等がありました。短期借入れによる収入及び第三者割当増資による収入による増加等によるものであります。

なお、キャッシュ・フロー指標の推移は、次のとおりであります。

項目	期別	平成23年 4月期	平成24年 4月期
自己資本比率（％）		4.8	1.3
時価ベースの自己資本比率（％）		17.7	13.2
債務償還年数（年）			
インタレスト・カバレッジ・レシオ（倍）			

- (注) 1 自己資本比率：自己資本 / 総資産
 時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産
 債務償還年数：有利子負債 / 営業キャッシュ・フロー
 インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー / 利払い
 株式時価総額は、期末株価終値 × 期末発行済株式数(自己株式控除後)により算出してあります。
 営業キャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は、貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っているすべての負債を対象としております。また、利払いにつきましては、キャッシュ・フロー計算書の利息支払額を使用しております。
- 2 平成23年4月期及び平成24年4月期の債務償還年数とインタレスト・カバレッジ・レシオについては、営業キャッシュ・フローがマイナスのため、記載しておりません。

2 【生産、受注、販売及び仕入の状況】

(1) 生産状況

当社は小売業であり、生産活動を行っておりませんので該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は小売業であり、該当事項はありません。

(3) 販売状況

商品販売実績

品目別・セグメント別		当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)	
		金額(千円)	前年同期比(%)
品目別	フレーム	4,885,166	78.9
	レンズ	6,913,689	92.1
	サングラス	339,395	70.2
	コンタクトレンズ	5,180,553	89.6
	コンタクトレンズ備品	120,605	77.1
	その他	1,318,476	88.9
眼鏡等小売事業計		18,757,885	86.8
通販事業		482,031	80.8
合計		19,239,917	85.9

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 眼鏡等小売事業のその他には、眼鏡備品、補聴器、補聴器付属品、化粧品、健康食品等が含まれておりま
 ず。
 3 通販事業は、インターネット上の販売サイトにおいてのコンタクトレンズ等の売上であります。

地域別販売実績

地域別	当事業年度 (自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日)				
	売上高 (千円)	構成比 (%)	出店 (店)	退店 (店)	期末 (店)
北海道・東北地域計	519,435	2.7	0	0	15
関東地域計	12,786,468	66.5	0	2	216
中部地域計	3,179,822	16.5	0	0	81
近畿地域計	1,165,804	6.1	0	0	30
中国地域計	64,604	0.3	0	0	2
四国地域計			0	0	0
九州地域計	1,037,511	5.4	0	0	35
店舗計	18,753,645	97.5	0	2	379
その他売上高	4,240	0.0	0	0	0
眼鏡等小売事業計	18,757,885	97.5	0	2	379
通販事業	482,031	2.5	0	0	0
合計	19,239,917	100.0	0	2	379

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 その他売上高は、本社における売上高であります。
3 通販事業は、インターネット上の販売サイトにおけるコンタクトレンズ等の売上高であります。

単位当たりの売上高

項目	当事業年度 (自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日)	前年同期比(%)
売上高 (千円)	18,757,885	86.8
売場面積(期中平均) (㎡)	32,859	96.3
1㎡当たり売上高 (千円)	570	90.2
従業員数(期中平均) (人)	1,347	81.6
1人当たり売上高 (千円)	13,925	106.4

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 売上高は小売店舗(眼鏡等小売事業)の売上高のみを表示しております。
3 売場面積は稼働月数により算出しております。
4 従業員数は店舗における人員であり、パート社員(1日8時間換算)、準社員及び嘱託社員を含んでおります。

(4) 仕入状況

商品仕入実績

品目別・セグメント別		当事業年度 (自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日)	
		金額(千円)	前年同期比(%)
品目別	フレーム	1,143,793	78.7
	レンズ	1,540,230	75.7
	サングラス	146,173	86.3
	コンタクトレンズ	2,352,949	89.9
	コンタクトレンズ備品	67,466	78.4
	その他	570,165	87.3
眼鏡等小売事業計		5,820,779	82.1
通販事業		341,120	79.2
合計		6,161,899	82.8

- (注) 1 上記の金額は、仕入価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 眼鏡等小売事業のその他には、眼鏡備品、補聴器、補聴器付属品、化粧品、健康食品等が含まれております。
4 通販事業は、インターネット上の販売サイトにおいて取扱っているコンタクトレンズ、コンタクトレンズ備品等であります。

3 【対処すべき課題】

眼鏡業界における企業間の競争が激化する中で、当社の経営基盤の更なる強化に向けて取り組むべき課題は、次のとおりであります。

赤字からの脱却

前期の構造改革と固定費を中心とした徹底したコストの見直しにより、当社の損益分岐点は大幅に改善いたしました。引き続き、売上拡大施策として、新たな広告宣伝、販促などの集客施策、商品の品揃えの改善、接客方法の向上、既存店のリニューアルや既存業態の見直し、新業態の検討などを重点的に行い、真の収益性向上を図ってまいります。

顧客起点の組織体制構築

組織体制においては、顧客との接点に直接関わる「店舗・店員」を起点とし、現場から経営陣に至る全ての組織体制を顧客満足度向上に資する体制へと変革を図ってまいります。

資金の有効活用

成長施策への投資資金は最も費用対効果の高い施策に投下し、継続的なモニタリングや再評価による追加投資・投資中断等の経営判断を躊躇なく行い、会社全体で上手く資金活用ができる体制の構築を図ってまいります。

資産の強みへの転換

既存の顧客データベースを基に、いかに顧客を理解し有効なアプローチをとるか？、また、認知率の高さを梃子にいかに提供する商品やサービスがもたらす価値（提供価値）を顧客に約束し、顧客の支持を受けるブランドイメージ（価値訴求）を構築するか？の問いに対する答えを徹底的に追求し、当社が有している有形無形の資産を、競合との差別化を実現する強みに転換してまいります。

4 【事業等のリスク】

以下に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

1．眼鏡等小売事業について

(1) 出店政策について

当社では、主に賃借店舗によって眼鏡用品、コンタクトレンズ用品等の小売業を行っております。店舗数は平成24年4月30日現在、379店舗となっております。

当社の出店方針の特徴は、「すべて直営店である」という点にあります。このため、フランチャイズ展開した場合に比べ、

- ・会社の方針、施策等を迅速かつ適切に実施できる。
- ・店舗管理が容易かつ機動的に実施できる。
- ・出退店、改装等が臨機応変に実施できる。

等のメリットがある反面、出店費用、人件費等のコスト負担が大きくなるというリスクを負うこととなります。今後も多様化する顧客ニーズを的確に把握し、業界を取り巻く環境の変化に迅速に対処するため直営店展開を基本とする方針であります。

店舗に係る設備投資につきましては、自己資金の範囲内で行うことを基本方針としております。物件ごとに商圈、競合状況、投資効果等を総合的に勘案し、新規出店に加え移転・出退店によるスクラップアンドビルド並びに既存店の改装等を並行して進めていく方針であります。

以上の出店方針を当面継続する予定であります。物件確保の状況等により出店政策上、出店時期や出店予定数の変更等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 敷金及び保証金について

当社では、賃借による出店を基本としております。このため、店舗用物件の契約時に賃貸人に対して敷金及び保証金を差し入れております。敷金及び保証金の残高は、平成24年4月末現在5,393,626千円（総資産に対する割合41.7%）であります。

当該敷金及び保証金は、期間満了等による賃貸借契約解約時に契約に従い返還されることとなっております。また、当社では賃貸人に預託している当該敷金及び保証金等について、原則として、賃貸人が賃料差押・競売になった際の保全として債権保全条項（支払賃料と敷金及び保証金との相殺等）を契約書・覚書に明示しております。しかしながら、賃貸側の経済的破綻等不測事態の発生によりその一部または全額が回収出来なくなる可能性があります。また、契約に定められた期間満了日前に中途解約をした場合は、契約内容に従って契約違約金の支払いが必要となる場合があります。

(3) 法的規制等について

コンタクトレンズ販売等に関する規制等

眼鏡等小売事業における販売品目のうち、コンタクトレンズ及び補聴器は、平成17年4月1日施行の薬事法の改正に伴い改正前の「医療器具」から改正後は「高度管理医療機器」に該当することとなりました。これに伴い、当該品目の販売については、従前の届出制から、許可制となりました。このため当社では、薬事法第39条の規定に基づき、店舗ごとに所在地の都道府県知事に対し、厚生労働省令に定める「高度管理医療機器等販売業許可申請書」等を提出し、許可を得たうえで販売を行っております。

また、販売を行う店舗においては、薬事法第2条の規定に基づき、「高度管理医療機器等営業管理者」の配置が義務付けられております。なお、上記許可の有効期限は6年間となっており、更新時にはその都度申請が必要となります。さらに、同法に定める遵守事項に違反する等、一定の事由に該当した場合、当該許可が取消されることもあります。

また、コンタクトレンズを使用するための検眼、処方箋の発行、装用指導等は医業（医療行為）とみなされ、医師法第17条の規定により当該行為は医師でなければできないこととされております。さらに医療法第7条の規定により、医療の提供と営利事業であるコンタクトレンズ販売店は、分離独立していることが求められております。このため当社では、医師の処方箋に基づきコンタクトレンズを販売する等、自ら医療の提供は行わず、専ら販売行為のみを行っております。

なお、眼鏡販売の際に店舗従業員が行う度数検査が医療行為であるか否かについて、法的に明確な定めはありませんが、眼鏡小売業界では慣行的に「医療行為ではなく、顧客が自分に合った度数のレンズを選ぶためのサポート行為」と位置付けられております。ただし、当社では十分な技術的な裏付けが必要であると認識しており、安全かつ確実な度数検査を実施できる技術者の育成に注力しております。

眼鏡に係る製造物責任

眼鏡は「フレーム」、「レンズ」という部品を組み合わせるため、出来上がった眼鏡は「製造物」とみなされ、製造物責任法（PL法）の適用を受けます。

(4) 競合について

眼鏡小売市場は、バブル崩壊後の景気低迷に伴う消費の冷え込みに加え、低価格専門店（いわゆる「スリープライスショップ」や「ワンプライスショップ」）の台頭に代表される販売単価の下落もあり、規模が縮小傾向にあります。今後も少子化の進展、コンタクトレンズの普及促進等のマイナス要因が懸念される一方、高齢化の進展による老眼鏡市場の拡大、マルチメディアの普及に伴う近視用眼鏡需要の増加等、市場拡大要因も見込まれます。業界各社にとっては、これらの需要を着実に取り込むためのタイムリーな店舗展開、消費者ニーズを的確に捉えた店舗コンセプト及び商品戦略が、業績拡大のための大きな課題となっております。

このような環境の中、業界各社による市場シェア拡大のための出店競争は熾烈を極めております。当社は、スクラップアンドビルドによる効率的な出店政策及び顧客ニーズに合った店舗展開により競争に対応していく方針ではありますが、今後の市場動向、競合の進展状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(5) 人材の育成について

当社は、直営店方式による眼鏡等小売チェーンの全国展開をしており、店舗従業員の育成は重要な経営課題であります。

このため、当社においては、積極的な本部研修及びセミナー等、研修制度の充実化に努める等、人材の育成に注力しております。

しかしながら、充実した育成がなされなかった場合、顧客に対するサービスの低下等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(6) 特定の取引先への依存度について

主要仕入品目である眼鏡レンズ及びコンタクトレンズに関し、当社では多数の仕入先と取引を行っておりますが、眼鏡レンズの主要仕入先であるHOLTジャパン株式会社からの仕入高は、平成24年4月期659,710千円（眼鏡レンズ仕入高全体に占める割合42.8%）となっております。また、同様にコンタクトレンズに関し、ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社からの仕入高は、平成24年4月期1,297,003千円（コンタクトレンズ仕入高全体に占める割合55.1%）となっております。

なお、両社とは取引基本契約を締結し、取引関係は安定的に推移しております。

2. 資産の売却について

当社は、既に事業を撤退しているホテル2物件（静岡県伊東市 他）及び売却予定資産へ用途変更した自社保有の物件の売却を進めておりますが、厳しい経営環境が続いており、売却先の選定等なお期間を要するものと考えております。

3. 有利子負債依存度について

当社は、過去における出店及び改装資金、有形固定資産取得資金等を、主として金融機関からの借入金により調達していたため、総資産に対する有利子負債の比率（有利子負債依存度）が高い水準にありました。このため、近年は店舗に係る設備投資を自己資金の範囲内で行うことを基本方針とし、余剰資金による借入金の圧縮を進めてまいりました。なお、当社の有利子負債依存度は、平成23年4月期末62.5%、平成24年4月期末63.1%となっております。また、当社の売上高に対する支払利息の比率は平成23年4月期0.8%、平成24年4月期0.8%となっております。

当社は、今後も上記基本方針を継続し、引き続き財務体質の強化に努める方針であります。今後の金利動向等金融情勢の変化により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

4. 個人情報プライバシー情報の管理について

平成17年4月1日に個人情報保護法が全面施行されました。これに伴い当社では、社内において個人情報保護管理委員会を設置し、個人情報に関する諸規程並びにシステム等の構築を図り、全役職員に安全管理対策の周知徹底、さらに定期的に内部監査を実施するなど、個人情報に関する安全管理対策を構築しております。但し、万が一にも個人情報の漏洩や不正利用などの事態が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

5. 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在しております。

当社は、前事業年度まで4期連続の営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、また、当事業年度においても営業損失1,243百万円、経常損失1,434百万円及び当期純損失1,932百万円計上しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合からの提案を受けて当社が承認した平成29年4月期までの事業再生計画では、当社の主力事業である眼鏡等小売業界の近年の動向や当社における当事業の収益構造を前提として、抜本的なコスト削減のための施策とともに、様々な売上拡大策を図ることを当社の事業再生の基本方針としております。

なお、基本方針を実現させるための事業再生計画における事業計画の骨子は以下のとおりです。

(1) コスト削減のための施策

抜本的なコスト削減のために、「赤字店舗の閉店」、「原価削減」、「販管費削減」を主要な施策として計画しております。

「赤字店舗の閉店」については、一定の売上改善や人員の効率化を実行しても黒字化が困難な赤字店舗の閉鎖を行う予定です。

「原価削減」については、仕入れから販売までの一連のプロセスを対象に、一層の最適化を図ってまいります。

「販管費削減」については、現状の販売量に見合った人員と販管費の最適化により、収益性改善に資する構造改革を進めます。

(2) 売上拡大策

お客様に心からご納得いただける商品販売・サービスにより、最終的には、リピーター数を最大化させることが最重要課題であるという認識の下、「出店」、「集客」、「顧客化」の3つの領域を売上向上の重点領域として、「小売業の基本」施策を確実に実行してまいります。

「出店」については、構造改革に一定の目処がつき次第、本格的な新規出店を再開します。

「集客」については、地域・商圈毎の広告宣伝手段の最適化や、お客様名簿に基づく有用な商品・サービス情報の送付（ダイレクトメール、電子メール等）により、広告宣伝効果の効率向上を通じて、新規数及び再来数の拡大を目指します。

「顧客化」については、来店頂いたお客様にご満足頂ける眼鏡の最適解を提案するための仕組みを接客・品揃えを通じて構築することにより、全店舗での接客の質の底上げを通じて、買上率や顧客満足度の拡大を図ってまいります。

また、財務再構築として、当社は、業績不振店の閉鎖、販管費削減等の更なるコスト削減策、新規出店・店舗改装及び広告宣伝等の売上拡大策のための経営改善資金を確保すべく、第三者割当増資及び新株予約権付ローンによる割当先からの資金調達、全取引金融機関からの既存の借入等の条件変更又は借換え、A種優先株式の内容の変更を行っております。

当社は、上記の各施策を確実に実行することによって収益力の回復に努めてまいりますとともに、今後の運転資金は十分に確保できていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 当事業年度の経営成績の分析

売上高

当事業年度の売上高は、前事業年度と比べ14.1%減の19,239百万円となりました。

売上高を品目別・セグメント別に見ますと次のとおりであります。

主力の眼鏡等小売事業のメガネ（フレーム・レンズ）におきましては、価格表示の明朗性・均一性や低価格を謳った業態の急速な台頭による「価格競争」が激化しており、また、景況感の悪化から、消費者の節約志向・低価格志向もより顕著となり、消費動向の低迷による買い替えサイクルの長期化や低価格による販売価格下落の進行などの影響により、売上高に大きく影響を及ぼしたこと等により、前事業年度比13.9%減の11,798百万円となりました。サングラスにおきましては、前事業年度比29.8%減の339百万円となりました。コンタクトレンズ（コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品）におきましては、特別お買い得商品等を打ち出しましたが、前事業年度比10.7%減の5,301百万円となりました。その他におきましては、前事業年度比11.1%減の1,318百万円となりました。

通販事業におきましては、平成20年7月「アークスコンタクト」Web通信販売サイトを立ち上げ、また、平成20年11月「メガネスーパー通販」Web通信販売サイトを立ち上げ、主に眼鏡、コンタクトレンズ及びコンタクトレンズ備品等のインターネットによる通信販売事業を行っております。通信販売ならではの“お気軽・お手軽”をコンセプトに、お買得商品の打ち出しや代引き手数料無料等、通信販売競合店との差別化を図りましたが、前事業年度比19.2%減の482百万円となりました。

売上原価、販売費及び一般管理費

当事業年度の売上原価は、前事業年度と比べ16.6%減の6,425百万円となりました。

主力の眼鏡等小売事業におきましては、売上高が減収となりましたが、売上原価率は前事業年度比1.0%良化し33.4%となりました。

また、当事業年度の販売費及び一般管理費は、前事業年度比8.0%減の14,057百万円となりました。これは、全社にて取り組んだ販売費及び一般管理費の削減運動により大幅な経費減が図られたことによります。

営業損失

当事業年度の営業損失は1,243百万円（前事業年度は584百万円の営業損失）となりました。

これは、主に眼鏡等小売事業の売上高の減収等によるものであります。

営業外収益及び費用

当事業年度の営業外損益は、前事業年度の122百万円の費用（純額）から当事業年度191百万円の費用（純額）と68百万円の増加となりました。

営業外収益は、前事業年度と比べ4百万円増の96百万円となりました。主な要因は、協賛金収入が減少しましたが、集中加工室管理収入が増加したこと等によるものであります。

また、営業外費用は、前事業年度と比べ73百万円増の288百万円となりました。主な要因は、第三者割当増資に伴い株式交付費償却が発生したこと等によるものであります。

経常損失

当事業年度の経常損失は1,434百万円（前事業年度は706百万円の経常損失）となりました。
これは、営業損失と同様に主に眼鏡等小売事業の売上高の減収等によるものであります。

特別利益及び損失

当事業年度の特別損益は、前事業年度の800百万円の損失（純額）から当事業年度377百万円の損失（純額）と422百万円の減少となりました。

特別利益は、前事業年度と比べ254百万円増の360百万円となりました。主な要因は、株主、役員に対する長期債務戻入益の発生等によるものであります。

また、特別損失は、前事業年度と比べ167百万円減の738百万円となりました。主な要因は、事業構造改革費用及び店舗閉鎖損失が増加しましたが、減損損失の減少等によるものであります。

税引前当期純損失

当事業年度の税引前当期純損失は1,812百万円（前事業年度は1,507百万円の税引前当期純損失）となりました。

これは、営業損失と同様に主に眼鏡等小売事業の売上高の減収等によるものであります。

法人税、住民税及び事業税

当事業年度の法人税、住民税及び事業税は、前事業年度と比べ6百万円の増加となり、123百万円となりました。

当期純損失

当事業年度の当期純損失は1,932百万円（前事業年度は1,624百万円の当期純損失）となりました。

なお、1株当たりの当期純損失は、141円23銭（前事業年度は1株当たり当期純損失118円67銭）となりました。

（2）資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金の状況は、現金及び現金同等物の残高は1,265百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入債務の増減額の減少、退職給付引当金の増減額の減少及び株主、役員に対する長期債務戻入益等により1,905百万円の資金を使用しております。

投資活動によるキャッシュ・フローは、敷金及び保証金の回収による収入等により401百万円の資金を得ております。

財務活動によるキャッシュ・フローは、社債の償還による支出等がありましたが、短期借入れによる収入及び第三者割当増資による収入による増加等により1,848百万円の資金を得ております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社は、主に賃借店舗によって眼鏡用品、コンタクトレンズ用品等の販売を行っており店舗の新設、改装が設備投資の中心となっております。

当事業年度の設備投資総額は56百万円であり、セグメント別の設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

（眼鏡等小売事業）

当事業年度におきましては、顧客の利便性の向上、新たな顧客の獲得を目指して、店舗内設備を中心とした投資を実施し、総額22百万円の投資を実施致しました。

（通販事業）

当事業年度におきましては、Webサイトでの商品の見易さ及び操作を簡便にするために新たなソフトウェアの導入を行い、総額4百万円の投資を実施致しました。

また、通販事業の一部（アークスコンタクト）の譲渡が決定したことに伴い、21百万円の減損損失を計上しております。

（全社共通）

当事業年度におきましては、顧客情報管理の強化を図るためのシステム開発及びホームページのリニューアル等を行い、総額29百万円の投資を実施致しました。

なお、全社共通における売却予定資産等を当事業年度に売却したことに伴い、固定資産売却益47百万円を計上しております。

2 【主要な設備の状況】

平成24年4月30日現在

事業所	セグメントの名称	土地		建物			構築物 金額 (千円)	その他 金額 (千円)	合計金額		従業員数 (人)
		面積 (㎡)	金額 (千円)	延床面積 (㎡)	売場面積 (㎡)	金額 (千円)			金額 (千円)	金額 (千円)	
北海道	眼鏡等小売事業			(197.01)	(142.79)	387	0	66	453	4 ()	
青森県	眼鏡等小売事業	(605.37)		(525.43)	(406.47)	3,538		1,647	5,185	8 (4)	
岩手県	眼鏡等小売事業	483.12	28,421	181.45 (461.15)	126.84 (290.92)	8,727	0	847	37,996	6 (2)	
山形県	眼鏡等小売事業			(402.69)	(243.25)	0	0	613	613	6 (3)	
福島県	眼鏡等小売事業	(2,074.28)		(564.09)	(278.97)	0	0	1,049	1,049	7 (1)	
北海道・東北地域計		483.12 (2,679.65)	28,421	181.45 (2,150.37)	126.84 (1,362.40)	12,653	0	4,224	45,298	31 (10)	
茨城県	眼鏡等小売事業	(3,441.86)		(1,780.55)	(1,029.31)	32,898	11,132	4,339	48,370	29 (13)	
栃木県	眼鏡等小売事業			(99.30)	(56.77)	692		211	904	1 (1)	
埼玉県	眼鏡等小売事業	(3,289.74)		(4,704.97)	(2,532.35)	52,468	9,766	11,282	73,517	77 (6)	
千葉県	眼鏡等小売事業	(1,264.93)		(5,176.48)	(2,621.98)	58,938	11,673	12,020	82,632	86 (9)	
東京都	眼鏡等小売事業			[222.10] (10,368.09)	(4,781.14)	224,963	11,040	38,066	274,070	244 (42)	
神奈川県	眼鏡等小売事業	713.34 (3,862.31)	425,943	172.55 (12,926.68)	119.62 (6,748.56)	179,376	27,524	34,585	667,429	202 (65)	
関東地域計		713.34 (11858.84)	425,943	[222.10] 172.55 (35,056.07)	119.62 (17,770.11)	549,338	71,136	100,506	1,146,924	639 (136)	
新潟県	眼鏡等小売事業	[601.20] (8,802.37)		[115.85] (4,905.25)	(2,798.94)	64,903	19,016	9,356	93,276	66 (23)	
石川県	眼鏡等小売事業	(436.00)		(475.55)	(385.25)	6,943	177	2,145	9,266	9 (4)	
福井県	眼鏡等小売事業	[582.45] (2,463.52)		(797.28)	(521.95)	22,865	5,991	1,388	30,245	12 (4)	
山梨県	眼鏡等小売事業	(17,982.67)		(2,097.61)	(1,269.15)	26,335	4,665	4,887	35,888	33 (4)	
長野県	眼鏡等小売事業	(1,242.59)		(278.47)	(171.09)	3,068	1,739	766	5,574	5 ()	
岐阜県	眼鏡等小売事業	(510.86)		(425.96)	(294.03)	7,232	2,251	615	10,099	6 (1)	
静岡県	眼鏡等小売事業	(6,486.77)		(3,336.02)	(1,560.23)	43,445	16,070	8,984	68,500	43 (6)	
愛知県	眼鏡等小売事業	43.08	39,000	174.77 (1,075.58)	97.19 (625.99)	13,149	675	1,602	54,427	12 (4)	
中部地域計		[1,183.65] 43.08 (37,924.78)	39,000	[115.85] 174.77 (13,391.72)	97.19 (7,626.63)	187,944	50,588	29,747	307,279	186 (46)	

事業所	セグメントの名称	土地		建物			構築物	その他	合計金額	従業員数 (人)
		面積 (㎡)	金額 (千円)	延床面積 (㎡)	売場面積 (㎡)	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	
滋賀県	眼鏡等小売事業			(110.98)	(75.14)	1,312		110	1,422	1 ()
京都府	眼鏡等小売事業			[324.15] (679.91)	(185.96)	0		386	386	3 (1)
大阪府	眼鏡等小売事業			(2,469.26)	(1,489.88)	3,305	0	4,303	7,608	36 (3)
兵庫県	眼鏡等小売事業	(2,286.01)		(1,940.45)	(1,005.45)	0	0	3,268	3,268	31 (2)
近畿地域計		(2,286.01)		[324.15] (5,200.60)	(2,756.43)	4,617	0	8,068	12,685	71 (6)
山口県	眼鏡等小売事業	(1,563.59)		(431.69)	(210.15)	0	0	218	218	3 (2)
中国地域計		(1,563.59)		(431.69)	(210.15)	0	0	218	218	3 (2)
福岡県	眼鏡等小売事業	(2,158.96)		(1,140.06)	(706.49)	2,005	0	2,290	4,295	12 (6)
佐賀県	眼鏡等小売事業	(2,777.41)		(711.12)	(294.76)	0	0	483	483	5 (1)
長崎県	眼鏡等小売事業			(225.08)	(146.67)	0	0	535	535	4 ()
熊本県	眼鏡等小売事業	[100.00] (2,830.85)		[100.00] (1,155.72)	(584.61)	332	0	1,635	1,968	13 (5)
宮崎県	眼鏡等小売事業	(2,333.00)		[121.64]	(304.88)	0	0	258	258	6 ()
鹿児島県	眼鏡等小売事業	(1,397.00)		(1,354.58)	(849.35)	241	0	1,181	1,423	16 (1)
沖縄県	眼鏡等小売事業			(239.18)	(169.37)	0	0	1,056	1,056	3 (4)
九州地域計		[100.00] (11,497.22)		[221.64] (5,438.94)	(3,056.13)	2,579	0	7,441	10,020	59 (17)
眼鏡等小売事業計		[1,283.65] 1,239.54 (67,810.09)	493,364	[883.74] 528.77 (61,669.39)	343.65 (32,781.85)	757,132	121,725	150,206	1,522,428	989 (218)

事業所	セグメントの名称	土地		建物			構築物 金額 (千円)	その他 金額 (千円)	合計金額 金額 (千円)	従業員数 (人)
		面積 (㎡)	金額 (千円)	延床面積 (㎡)	売場面積 (㎡)	金額 (千円)				
通販事業	通販事業			(247.99)				77	77	3 (1)
通販事業計				(247.99)				77	77	3 (1)
伊豆高原他 1件	全社共通	25,742.55	149,170	4,280.83		53,110	13,221	0	215,503	
本社等 神奈川県 小田原市	全社共通	2,925.52	330,974	4,514.46		274,546	3,078	11,728	620,327	90 (23)
厚生施設 神奈川県厚 木市他	全社共通	3,208	215,604	3,677.41		110,106	584		326,294	
全社共通計		31,876.07	695,750	12,472.70		437,763	16,884	11,728	1,162,126	90 (23)
合計		[1,283.65] 33,115.61 (67,810.09)	1,189,114	[883.74] 13,001.47 (61,917.38)	343.65 (32,781.85)	1,194,895	138,609	162,012	2,684,632	1,082 (242)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
- 2 投下資本の金額は、帳簿価額によるものであります。なお、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 その他の金額の内訳は、車輛運搬具1,030千円、工具器具備品 160,981千円であります。
- 4 面積のうち()内の数値は、賃借面積を外書きで表示しており、[]内の数値は賃貸面積を内書きで表示しております。
- 5 各県別の土地面積は、ビルのテナントとなっている店舗を省いて集計した数値を表示しております。
- 6 各県別の建物面積は、店舗の延床面積並びに売場面積を集計した数値を表示しております。
- 7 従業員数の()は、外書きで準社員数、嘱託社員数及びパート社員数を示しております。パート社員数につきましては1日の労働時間を8時間に換算した員数を示しております。
- 8 リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量(式)	リース期間(年)	年間リース料(千円)	リース契約残高(千円)
店舗付属設備	2,475	5	2,134	

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設及び改修（平成24年4月30日現在）

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の売却等（平成24年4月30日現在）

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	176,000,000
A種優先株式	800
B種優先株式	1
C種優先株式	100
A種劣後株式	110,000,000
B種劣後株式	70,000,000
計	356,000,901

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年4月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年7月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,790,880	13,790,880	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。
A種優先株式	800	800		単元株式数は1株であります。 (注3)
B種優先株式 (注1)	1	1		単元株式数は1株であります。 (注2・4)
A種劣後株式 (注1)	30,318,181	30,318,181		単元株式数は100株であります。 (注2・5)
B種劣後株式 (注1)	4,419,022	4,419,022		単元株式数は1株であります。 (注2・6)
計	48,528,884	48,528,884		

(注1) B種優先株式、A種劣後株式及びB種劣後株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であるB種優先株式、A種劣後株式、B種劣後株式の特質については、当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する株式数が変動します。また、その修正基準、修正頻度及び行使価額の下限等については、以下(注)4、5、6に記載のとおりです。

(2)所有者との間の取決めの内容

権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

B種優先株式、A種劣後株式及びB種劣後株式それぞれについて、権利行使可能日についての取決めがあります。

詳細は以下(注)4、5、6に記載のとおりです。

売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

B種優先株式については、所有者との間で譲渡制限についての取決めがあり、A種劣後株式及びB種劣後株式については、所有者との間の取決めはありません。

詳細は以下(注)4、5、6に記載のとおりです。

(注3)A種優先株式の内容

(1)優先配当金

当社は、普通株主に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、A種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき16,750円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2)非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3)残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(4)議決権

A種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(5)A種優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、A種優先株式発行後、平成26年5月1日以降は、A種優先株式1株につき1,000,000円の金銭の交付と引換えに、A種優先株式の発行後に当社が取締役会の決議で定める一定の日に、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

また、一部取得をするときは、按分比例の方法(ただし、1株未満の端数は切り捨てる。)又は抽選により行う。

(6) A種優先株式の金銭対価の取得請求権

A種優先株主は、平成30年5月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度にかかる定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（但し、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「取得請求日」という。）に、法令上可能な範囲で、取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%を限度として、1株につき1,000,000円の金銭と引換えに、A種優先株式の取得請求を行うことができる。

(7) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(8) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮した為であります。

(注4) B種優先株式の内容

(1) 優先配当金

当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき17,500,000円の金銭による剰余金の配当を行う。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき、250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、17,500,000円を残余財産の分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該事業年度中の日を基準日としてB種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日の翌日）から残余財産の分配日まで（初日及び分配日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）を加算した額を支払う。

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

B種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(5) B種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

B種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

B種優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) B種優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、B種優先株式発行後、平成27年8月1日以降は、B種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭の交付と引換えに、B種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、B種優先株式を取得することができる。

(7) B種優先株式の株式対価の取得請求権

B種優先株主は、平成27年8月1日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日)以降いつでも、当社に対して、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式及びC種優先株式100株を対価として、その有するB種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当社はB種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式及びC種優先株式100株を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るB種優先株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得比率

取得比率は、当初、274,400とする。

(3) 取得比率の調整

(a) 当社は、B種優先株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「取得比率調整式(B種優先株式)」という。)により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}$$

(b) 取得比率調整式(B種優先株式)により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(c)に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(ただし、本項(b)に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(b)に定める証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(b)に定める新株予約権の行使による場合を除く。)

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

本項(c) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式（B種優先株式）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日（特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

- (c) 取得比率調整式（B種優先株式）の計算については、10の位まで算出し、その10の位を四捨五入する。

取得比率調整式（B種優先株式）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

取得比率調整式（B種優先株式）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（B種優先株式）で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (d) 本項(b)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。

本項(d)のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。

取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(e) 本項(a)から(d)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をB種優先株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(8) B種優先株式の金銭対価の取得請求権

B種優先株主は、平成27年11月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度に係る定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「B種優先株式取得請求日」という。）に、B種優先株式取得請求日における会社法第461条第2項に定める分配可能額から、B種優先株式取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%に相当する金額を減じた額を限度として、当社がB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付するのと引換えに、B種優先株式の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、B種優先株式取得請求日に、B種優先株主に対して、取得するB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付する。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(10) B種優先株式の譲渡の制限

譲渡によるB種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮した為であります。

(注5) A種劣後株式の内容

(1) 剰余金の配当

A種劣後株式を有する株主（以下「A種劣後株主」という。）に対し、剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときにおいて、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先株式に関する残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、A種劣後株主又はA種劣後株式の登録株式質権者（以下「A種劣後登録株式質権者」という。）及びB種劣後株式を有する株主（以下「B種劣後株主」という。）又はB種劣後株式の登録株式質権者（以下「B種劣後登録株式質権者」という。）に先立ち、普通株式1株につき、本条第3項に定める普通株式分配基準額の残余財産の分配を行う。

普通株主又は普通登録株式質権者に対して前項に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当社は、A種劣後株主又はA種劣後登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者並びにB種劣後株主及びB種劣後登録株式質権者と同順位にて、A種劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額（但し前項に従い分配した残余財産分配額を除く。）及びB種劣後株式1株当たりの残余財産分配額のそれぞれと同額の残余財産の分配を行う。

普通株式分配基準額は、当初1,639円とする。

(3) 議決権

A種劣後株主は株主総会において議決権を有する。

(4) A種劣後株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種劣後株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、A種劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当社は、A種劣後株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

A種劣後株主は、平成25年9月30日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社に対して、その有するA種劣後株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はA種劣後株主が取得の請求をしたA種劣後株式を取得するのと引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該A種劣後株主に対して交付するものとする。

取得と引換えに交付する普通株式の数

A種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種劣後株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、A種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数が1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

当初取得比率

取得比率は、当初、1.0とする。

取得比率の調整

(a) 当社は、A種劣後株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式（A種）」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}$$

- (b) 取得比率調整式（A種）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(c) に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(b) に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(b) に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(b) に定める新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の分割又は当会社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

本項(c) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式（A種）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日（特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

- (c) 取得比率調整式（A種）の計算については、小数第4位まで算出し、小数第4位を四捨五入する。

取得比率調整式（A種）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

取得比率調整式（A種）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受け権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（A種）で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(d) 本項(b)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。

本項(d) の他、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。

取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(e) 本項(a)から(d)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をA種劣後株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(6) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(注6) B種劣後株式の内容

(1) 剰余金の配当

B種劣後株主に対し、剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときにおいて、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先株式に関する残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、A種劣後株主又はA種劣後登録株式質権者及びB種劣後株主又はB種劣後登録株式質権者に先立ち、普通株式1株につき、本条第3項に定める普通株式分配基準額の残余財産の分配を行う。普通株主又は普通登録株式質権者に対して前項に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当社は、B種劣後株主又はB種劣後登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者並びにA種劣後株主及びA種劣後登録株式質権者と同順位にて、B種劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額(但し前項に従い分配した残余財産分配額を除く。)及びA種劣後株式1株当たりの残余財産分配額のそれぞれと同額の残余財産の分配を行う。

普通株式分配基準額は、当初1,639円とする。

(3) 議決権

B種劣後株主は株主総会において議決権を有する。

(4) B種劣後株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、B種劣後株式について株式の併合又は分割は行わない。

B種劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

B種劣後株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

B種劣後株主は、B種劣後株式の発行日の1年後の日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社に対して、その有するB種劣後株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はB種劣後株主が取得の請求をしたB種劣後株式を取得するのと引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該B種劣後株主に対して交付するものとする。

取得と引換えに交付する普通株式の数

B種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るB種劣後株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、B種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

当初取得比率

当初取得比率は、当初、1.0とする。

取得比率の調整

(a) 当社は、B種劣後株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式（B種）」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \frac{\text{調整前取得比率} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}} \right)}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}$$

(b) 取得比率調整式（B種）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(c)に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(b)に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(b)に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(b)に定める新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

株式分割等を行う場合

調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

本項(c) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行若しくは処分する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式(B種)を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日(特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降、これを適用する。

- (c) 取得比率調整式(B種)の計算については、小数第4位まで算出し、小数第4位を四捨五入する。

取得比率調整式(B種)で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値(気配表示を含む。)のない日数を除く。)の株式会社大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

取得比率調整式(B種)で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式(B種)で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (d) 本項(b)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。

本項(d)の他、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。

取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(e) 本項(a)から(d)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をB種劣後株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う

(6) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法の規定に基づき発行した新株予約権付ローンは、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成24年1月31日発行）

	事業年度末現在 (平成24年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,755,612	1,755,612
新株予約券のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	B種劣後株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,755,612(注3)	1,755,612(注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	64(注4)	同左(注4)
新株予約権の行使期間	平成24年1月31日～ 平成27年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 64 資本組入額 32	同左
新株予約権の行使の条件	(注5)	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)	(注6)

(注1) 本新株予約権は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付ローンであります。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付ローンの特質は以下のとおりであります。

1. 新株予約権の行使価額は、新株予約権の各行使請求の効力発生日において、当該日の前日における当社普通株式の株価を基準として算定した価額が新株予約権の当初行使価額を上回る場合に修正されるものであるため、株価が上昇し行使価額が当初行使価額より上方に修正された後に株価が下落した場合、当初行使価額を下限として行使価額が修正されることとなり、新株予約権の行使により交付される当社B種劣後株式数は当初行使価額により行使により交付される株式数を上限として増加することがあります。

行使価額が修正された場合においても、当該借入れによる資金調達の額は変化しないものとする。

2. 行使価額等の修正の基準・頻度

新株予約権の行使価額は、行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において、修正日の前取引日（ただし、終値（気配表示を含む。）のない日は除く。）の株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）に0.9を乗じた価額を割当日（当日を含む。）から修正日（当日を含む。）までの日数に0.003を乗じた価額に1を足した数値で除した価額が、64円を上回る場合には、その都度、当該修正日以降、当該価額に相当する金額に修正します。

3. 行使価額等の下限、割当株式数の上限及び資金調達額の下限

行使価額等の下限 : 64円
割当株式数の上限 : 新株予約権個数
資金調達の下限 : ローン契約に基づく資金元本債権であり新株予約権の全部の行使に際して出資されるべき本ローン元本債権の価額は変化することはありません。ただし、新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性があります。

4. 当社の決定により新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項は設けられておりません。

(注3)新株予約権1個の目的となるB種劣後株式の数は、金64円をその時有効な行使価額（下記「新株予約権の行使時の払込金額」で定義する。）で除して得られる最大整数とする（ただし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わないものとする。）。新株予約権の新株予約権者が新株予約権複数個の行使を同時に行った場合には、当社が交付するB種劣後株式の数は、当該新株予約権者による行使に係る新株予約権の合計数に出資金額を乗じて得られる金額を上記の行使価額で除して得られる最大整数とする（ただし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わないものとする。）。

(注4)新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産は、ローン契約に基づくローン元本債権とし、その価額は、新株予約権1個につき、金64円とする。

新株予約権の行使により当社がB種劣後株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有するB種劣後株式を処分する場合において新株予約権の行使に際して出資されるローン元本債権のB種劣後株式1株当たりの払込金額（以下「行使価格」という。）は、金64円とする。

前項に定める行使価額は、割当日以降、新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において、次に定める算式により算出された価額（以下「修正基準額」という。）が64円を上回る場合には、当該修正日以降、当該修正基準価額に相当する金額に修正されるものとする。

$$\text{修正基準額} = \frac{\text{修正日の前取引日（ただし、終値（気配表示を含む。）のない日は除く。）の株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）} \times 0.9}{1 + 0.003 \times \text{割当日（当日を含む。）から修正日（当日を含む。）までの日数}}$$

(注5)行使価額修正条項付新株予約権の行使の条件

新株予約権の一部行使はできないものとする。

ローン元本債権の全部が返済その他の理由により消滅した日以降、新株予約権の行使はできないものとする。

ローン契約に基づき同契約に定める貸付実行日にローンが実行されなかった場合、新株予約権の行使はできないものとする。

新株予約権の各行使請求の効力発生日前の6ヶ月間に行使価格が修正された場合には、当該行使請求はできないものとする。

(注6)組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割(ローン元本債権に係る債務が吸収分割により承継される場合に限る。以下同じ。)、新設分割(ローン元本債権に係る債務が新設分割により承継される場合に限る。以下同じ。)、株式交換(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。))又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権で、本項第(1)号から第(7)号に定める内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、新株予約権は消滅し、新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、以下の条件に沿ってその効力発生日の直前において残存する新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

組織再編行為の条件等を勘案の上、当社B種劣後株式の内容に準じて決定された内容の株式とする。

(3) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注3)に準じて決定する。

(4) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

各承継新株予約権の行使に際して出資される財産はローン元本債権とし、(注3)に準じて決定する。承継新株予約権の行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な新株予約権の行使価額に準じて決定する。

(5) 承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日から平成27年4月30日の銀行営業時間終了時までの期間とする。

(6) 承継新株予約権の行使の条件

(注5)に準じて決定する。

(7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(注7)新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(注8)当社の株券の売買について割当先との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(注9)その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当先は、新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を得るものとします。

第2回新株予約権(平成24年1月31日発行)

	事業年度末現在 (平成24年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,225,098	1,225,098
新株予約券のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	B種劣後株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,225,098(注3)	1,225,098(注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	64(注4)	同左(注4)
新株予約権の行使期間	平成24年1月31日～ 平成27年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 64 資本組入額 32	同左
新株予約権の行使の条件	(注5)	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)	(注6)

(注)項目の内容は、第1回新株予約権付ローンに準じております。

第3回新株予約権（平成24年1月31日発行）

	事業年度末現在 (平成24年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年6月30日)
新株予約権の数（個）	1,064,712	1,064,712
新株予約券のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	B種劣後株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,064,712(注3)	1,064,712(注3)
新株予約権の行使時の払込金額（円）	64(注4)	同左(注4)
新株予約権の行使期間	平成24年1月31日～ 平成27年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 64 資本組入額 32	同左
新株予約権の行使の条件	(注5)	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による 承認を要する	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)	(注6)

(注) 項目の内容は、第1回新株予約権付ローンに準じております。

第4回新株予約権（平成24年1月31日発行）

	事業年度末現在 (平成24年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年6月30日)
新株予約権の数（個）	117,078	117,078
新株予約券のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	B種劣後株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	117,078(注3)	117,078(注3)
新株予約権の行使時の払込金額（円）	64(注4)	同左(注4)
新株予約権の行使期間	平成24年1月31日～ 平成27年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 64 資本組入額 32	同左
新株予約権の行使の条件	(注5)	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による 承認を要する	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)	(注6)

(注) 項目の内容は、第1回新株予約権付ローンに準じております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

B種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成24年2月1日から 平成24年4月30日まで)	第36期 (平成23年5月1日から 平成24年4月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)		

A種劣後株式

	第4四半期会計期間 (平成24年2月1日から 平成24年4月30日まで)	第36期 (平成23年5月1日から 平成24年4月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)		

B種劣後株式

	第4四半期会計期間 (平成24年2月1日から 平成24年4月30日まで)	第36期 (平成23年5月1日から 平成24年4月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)		

新株予約権

	第4四半期会計期間 (平成24年2月1日から 平成24年4月30日まで)	第36期 (平成23年5月1日から 平成24年4月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	6,243,750	6,243,750
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	4,419,022	4,419,022
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	90.43(注1)	90.43(注1)
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		6,243,750
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		4,419,022
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		90.43(注1)
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)		

(注)1. 小数点第3位を四捨五入しております。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月27日(注1)	800	13,791,680	400,000	1,932,360	400,000	1,867,880
平成24年1月31日(注2)	30,318,181	44,109,861	666,999	2,599,359	666,999	2,534,879
平成24年4月25日(注3)	1	44,109,862	125,000	2,724,359	125,000	2,659,879
平成24年4月27日(注4)	4,419,022	48,528,884	199,800	2,924,159	199,800	2,859,679

(注)1 A種優先株式の発行による増資

発行価額：1,000,000円

資本組入額：500,000円

2 A種劣後株式の発行

発行価額：44円

資本組入額：22円

3 B種優先株式の発行

発行価額：250,000,000円

資本組入額：125,000,000円

4 新株予約権の権利行使によるB種劣後株式の発行

発行価額：90.43円(小数点第3位を四捨五入しております。)

資本組入額：45.21円(同上)

(6) 【所有者別状況】

普通株式

平成24年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		6	10	61	6	4	6,511	6,598	
所有株式数(単元)		7,498	1,235	11,903	643	7	116,415	137,701	20,780
所有株式数の割合(%)		5.44	0.89	8.64	0.46	0.00	84.54	100.00	

(注) 「個人その他」のうち自己名義株式 1,029 単元

「単元未満株式の状況」のうち自己名義単元未満株 59株

A種優先株式

平成24年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)				2				2	
所有株式数(単元)				800				800	
所有株式数の割合(%)				100.00				100.00	

B種優先株式

平成24年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数(単元)				1				1	
所有株式数の割合(%)				100.00				100.00	

A種劣後株式

平成24年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)				2	2			4	
所有株式数 (単元)				136,399	166,780			303,179	281
所有株式数 の割合(%)				44.98	55.00			100.00	

B種劣後株式

平成24年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)				2	2			4	
所有株式数 (単元)				19,880	24,308			44,188	222
所有株式数 の割合(%)				44.98	55.00			100.00	

(7) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成24年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数人投資家向け	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	14,651	30.19
AP Cayman Partners II, L.P. (常任代理人 河原正幸)	Walkers Corporate Service Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9002, Cayman Islands	10,223	21.07
Japan Ireland Investment Partners (常任代理人 河原正幸)	33 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland	8,885	18.31
田中邦興	神奈川県小田原市	4,095	8.44
田中由子	神奈川県小田原市	3,723	7.67
フォーティーツー投資組合	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	977	2.01
有限会社東関東サービスセンター	茨城県神栖市知手2876番地16	484	1.00
メガネスーパー従業員持株会	神奈川県小田原市本町4丁目2-39	349	0.72
株式会社エヌ・エヌ・ティー	東京都中央区日本橋2丁目2-20	323	0.67
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区幸町1丁目1-5	300	0.62
計		44,013	90.70

(注) 1.上記のほか、当社所有の自己株式が102千株(0.21%)があります。

所有議決権数別

平成24年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数人数投資家向け	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	146,510	30.27
AP Cayman Partners II, L.P. (常任代理人 河原正幸)	Walkers Corporate Service Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9002, Cayman Islands (東京都港区虎ノ門)	102,236	21.12
Japan Ireland Investment Partners (常任代理人 河原正幸)	33 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland (東京都港区虎ノ門)	88,852	18.36
田中邦興	神奈川県小田原市	40,951	8.46
田中由子	神奈川県小田原市	37,237	7.69
フォーティーツー投資組合	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	9,769	2.02
有限会社東関東サービスセンター	茨城県神栖市知手2876番地16	4,841	1.00
メガネスーパー従業員持株会	神奈川県小田原市本町4丁目2-39	3,498	0.72
株式会社エヌ・エヌ・ティー	東京都中央区日本橋2丁目2-20	3,231	0.67
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区幸町1丁目1-5	3,000	0.62
計		440,125	90.93

株式の種類 : 普通株式(1単元の株式数 100株)、A種劣後株式(1単元の株式数 100株)、B種劣後株式(1単元の株式数 100株)

各社保有状態:

投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号

・適格機関投資家間転売制限付分除外少数人数投資家向け : A種劣後株式 12,787千株 B種劣後株式 1,863千株

AP Cayman Partners II, L.P. : A種劣後株式 8,923千株 B種劣後株式 1,300千株

Japan Ireland Investment Partners : A種劣後株式 7,754千株 B種劣後株式 1,130千株

フォーティーツー投資組合 : A種劣後株式 852千株 B種劣後株式 124千株

(注) 投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数人数投資家向け、AP Cayman Partners II, L.P.及びJapan Ireland Investment Partnersは、平成24年1月31日に当社が第三者割当増資のため発行した株式を引受けたことにより、新たに主要株主になっております。これに伴い田中邦興氏及び田中由子氏は主要株主でなくなっております。また、前事業年度に主要株主であった田中八郎氏は、逝去に伴う相続手続の完了により、主要株主でなくなっております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 800 B種優先株式 1		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 102,900		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,667,200	136,672	同上
	A種劣後株式 30,317,900	303,179	
	B種劣後株式 4,418,800	44,188	
単元未満株式	普通株式 20,780		同上
	A種劣後株式 281		
	B種劣後株式 222		
発行済株式総数	48,528,884		
総株主の議決権		484,039	

【自己株式等】

平成24年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社メガネスーパー	神奈川県小田原市本町 4-2-39	102,900		102,900	0.21
計		102,900		102,900	0.21

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	40	5,440
当期間における取得自己株式	40	5,440

(注) 当期間における取得自己株式には平成24年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	102,959		102,959	

(注) 当期間における保有自己株式には平成24年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

株主に対する利益還元を経営の重要な課題の一つとして認識しており、安定的な配当の維持継続に留意しておりますが、売上高の減少及び多額の特別損失の計上等により大幅な当期純損失を連続して計上いたしましたこと、また、中長期的な経済状況や経営環境などを勘案し、財務体質の強化の充実の重要性から、誠に遺憾ながら当事業年度は株主の皆様のご支援にお応えすることが出来ず、中間及び期末配当金を無配とさせていただきました。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月
最高(円)	870	554	182	289	207
最低(円)	547	110	95	56	92

(注) 株価は平成22年3月31日以前はジャスダック証券取引所におけるものであり、平成22年4月1日から平成22年10月11日までは大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年11月	12月	平成24年1月	2月	3月	4月
最高(円)	158	130	128	138	162	147
最低(円)	122	92	98	100	109	123

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	執行役員 店舗運営 本部長	嘉 野 敬 介	昭和40年1月14日生	昭和63年4月 株式会社ワールド入社 平成14年6月 メンズ統括部 副事業部長 平成17年4月 メンズ第2統括部 統括部長 平成19年9月 コモディティ第3統括部 統括部長 平成22年2月 メンズ統括部 統括部長 平成23年4月 株式会社ワールド退社 平成24年2月 株式会社メガネスーパー入社 平成24年5月 執行役員社長兼店舗運営本部長 平成24年7月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	
取締役	執行役員 管理本部長	齋 藤 正 和	昭和38年4月28日生	昭和59年4月 ㈱八百半デパート(現マックスバリュ東海 ㈱)入社 平成10年6月 旧㈱メガネスーパー入社財務経理部経理課 長 平成13年5月 当社財務経理部次長 平成14年5月 当社財務経理部長 平成15年5月 当社経理部長 平成18年7月 当社取締役就任 平成21年5月 当社財務経理部長 平成22年1月 当社代表取締役社長 平成24年5月 当社代表取締役執行役員管理本部長 平成24年7月 当社取締役執行役員管理本部長(現任)	(注)3	
取締役	執行役員 戦略本部長	束 原 俊 哉	昭和41年1月25日生	平成2年4月 株式会社富士銀行入行 平成9年6月 マッキンゼーアンドカンパニーインクジャ パン入社 平成19年6月 ㈱アドバンテッジパートナーズ(現アドバ ンテッジパートナーズ有限責任事業組合) 入社 平成23年10月 ㈱ダイアナ取締役就任(現任) 平成24年1月 当社取締役就任(現任)	(注)3	
取締役	財務マネジ メント・経 営特命事項 担当	小 坂 雄 介	昭和50年8月20日生	平成10年4月 ㈱日本興業銀行入行 平成15年3月 ㈱アドバンテッジパートナーズ(現アドバ ンテッジパートナーズ有限責任事業組合) 入社 平成23年10月 クラシエホールディングス㈱、クラシエ ホームプロダクツ㈱、クラシエ製菓㈱、ク ラシエフーズ㈱取締役就任 平成24年1月 当社取締役就任(現任)	(注)3	
取締役		永 露 英 郎	昭和45年5月8日生	平成5年4月 マッキンゼーアンドカンパニーインクジャ パン入社 平成10年5月 ㈱アドバンテッジパートナーズ(現アドバ ンテッジパートナーズ有限責任事業組合) 入社 平成17年9月 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業 組合 シニアパートナー就任(現任) 平成19年1月 ㈱レイズインターナショナル取締役就任 (現任) 平成19年1月 ㈱コスト・イズ取締役就任(現任) 平成19年3月 ㈱レックス・ホールディングス取締役就任 (現任) 平成19年8月 ㈱クレッジ取締役就任(現任) 平成24年1月 当社取締役就任(現任)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)		吉田 豊稔	昭和22年12月21日生	昭和52年10月 旧㈱メガネスーパー入社 平成4年4月 旧㈱メガネスーパー営業部課長代理 平成10年4月 旧㈱メガネスーパー流通部課長代理 平成11年5月 旧㈱メガネスーパー流通部商品1課課長 平成14年10月 当社株式公開準備室長 平成16年5月 当社財務部株式課次長 平成17年5月 当社株式部長 平成19年7月 当社取締役就任 平成21年5月 当社事業戦略部長 平成22年7月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4	17,880
監査役		杉崎 茂	昭和23年7月17日生	昭和52年4月 弁護士登録 平成5年4月 横浜弁護士会副会長 平成13年12月 厚木信用組合金融整理管財人 平成14年3月 当社監査役就任(現任) 平成18年4月 日本弁護士連合会副会長	(注)4	7,200
監査役		平岡 久夫	昭和21年11月13日生	昭和44年4月 日興証券㈱入社 平成元年8月 日興証券㈱証券開発部長 平成6年2月 ㈱日興リサーチセンター経済調査部長 平成9年6月 日興証券投資信託委託㈱取締役調査本部長 平成11年4月 日興アセットマネジメント㈱常務執行役員 平成13年3月 ㈱日興リサーチセンター取締役副理事長 平成16年10月 日興ファイナンシャル・インテリジェンス ㈱副理事長(現任) 平成19年7月 当社監査役就任(現任)	(注)4	
計						25,080

- (注) 1 取締役永露英郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役杉崎 茂、平岡久夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成24年4月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年4月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、平成23年4月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年4月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

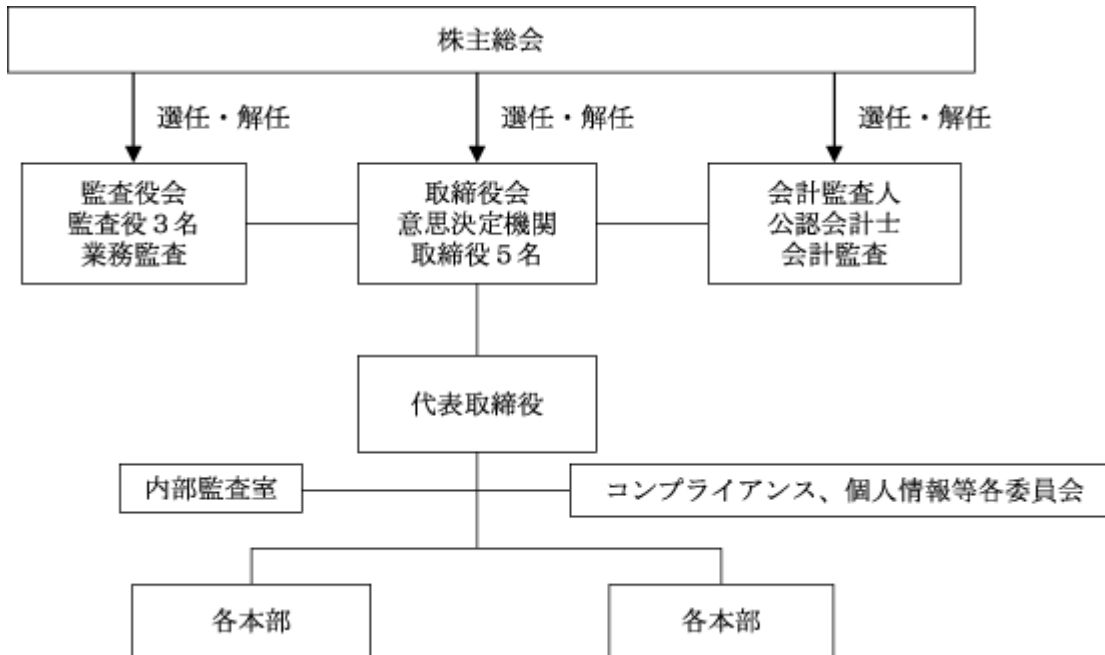
(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、常に株主の利益を考えた上で、十分なコーポレート・ガバナンスが実施できる体制を構築しております。当社のコーポレート・ガバナンスに関する考え方の基本は、経営の意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化であります。また、アカウンタビリティ（報告責任）とディスクロージャー（情報の適時・適切な開示）の周知徹底を図るとともに投資家に対し、積極的なIR活動を実施しております。

当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の組織図は次のとおりであります。



(企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由)

当社は、監査役制度を採用しております。監査役3名のうち2名は社外監査役であり、社外監査役は独立性と専門性を重視して選任しております。その立場から監査及び監査機能が十分担保できると考えております。このことにより当社は、この制度を採用しております。

(会社の経営上の意思決定、内部統制システム及びリスク管理体制の状況)

当社では、取締役会は取締役5名（平成24年7月30日現在）で構成され、毎月1回原則として開催しており、経営全般に関する最高意思決定機関として重要事項はすべて付議され、業績の進捗・業務の監督についても議論し対策等が生じた場合、迅速に対応が図れる体制となっております。また、当社では監査役制度を採用しており、監査役は3名（平成24年7月30日現在）うち、社外監査役2名で構成され、取締役会にも全監査役が出席し取締役の業務執行が適法かつ会社の業務運営に合致しているかについて監督を行っております。また、監査役会は、定期的及び必要に応じて開催しており、法令、定款等に違反のないよう監視できる体制を実施しております。さらに会計監査においては、必要に応じ会計監査人と協議を行い社内チェック体制の強化を図っております。リスク管理体制としては、お客様に対する「お客様センター」として、コンプライアンスについては「コンプライアンス委員会」を設置し、また平成17年4月より施行された個人情報の取扱いについては、「個人情報保護委員会」を設置し必要に応じて顧問弁護士並びにコンサルタント等のアドバイスを受けながら関連部署との連携を密にし、規則・規程の整備を行っております。

内部監査及び監査役監査

当社の内部監査の組織は、内部監査室 2 名（平成24年 7 月30日現在）で構成されており、当社の財産保全及び業務運営の実態を適正に調査するとともに、不正等の未然の防止、経営の合理化及び効率化を目的とした内部監査を行っております。また、会計監査人及び監査役と相互連携しながら、適宜当社の内部統制の整備状況・運用状況等を把握し、必要に応じて改善指導等を行っております。

当社の監査役監査の組織は、社外監査役 2 名を含む監査役 3 名（平成24年 7 月30日現在）で構成されており、取締役会には全監査役が出席し、その専門的知識や経験から、当社の経営を監視、監査しており、また、取締役の職務執行を十分に監視できる体制をとっております。

監査役会では、監査役相互の情報共有を図ることにより、監査機能の充実に努めております。また、監査役は、定期的及び必要に応じて内部監査室・会計監査人から報告を受けるとともに意見交換を行い効果的かつ効率的な監査の実施に役立てております。

社外取締役・社外監査役

当社の社外取締役は 1 名であります。アドバンテッジパートナーズ投資有限責任事業組合から招聘され、事業再生に関する経験とノウハウを有しており専門知識と見識から意見を述べております。また、社外監査役は 2 名であります。うち 1 名につきましては弁護士の資格を保持しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。うち 1 名につきましては主に証券業界での豊富な経験を活かし経営に関する相当程度の知見を有しております。社外取締役、社外監査役とも当社との間に特記すべき人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、社外監査役は取締役会の出席だけでなく、内部監査室及び会計監査人と年間予定、業績報告、監査結果及び内部統制状況等の定期的な打合せを含め、必要に応じ随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

会計監査の状況

会計監査については監査法人よつば総合事務所を選任しております。会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。また、監査法人よつば総合事務所は第三者として監査を実施し、当社は監査報告を受けております。

監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定社員業務執行社員 神門 剛	監査法人よつば総合事務所
指定社員業務執行社員 高屋友宏	監査法人よつば総合事務所

(注) 1 継続監査年数については全員 7 年以内であるため、記載を省略しております。

2 同監査法人は、公認会計士法及び公認会計士協会の規則を満たした指定社員業務執行社員の交替制度を導入しております。会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士 1 名、その他 6 名であります。

役員の報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役	85,260	85,260			6
監査役(社外監査役を除く。)	6,000	6,000			1
社外役員	7,200	7,200			2

ロ. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬額等の総額が100百万円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 役員の報酬等の額の決定に関する基本方針

当社は、役員及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は次のとおりであります。

取締役及び監査役の報酬額等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で世間水準及び従業員給与との均衡を考慮して決定しております。

(注)報酬限度額

取締役:年額520,000千円以内(平成15年7月25日開催第27期定時株主総会で決議)

監査役:年額25,000千円以内(平成15年7月25日開催第27期定時株主総会で決議)

株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 3銘柄

貸借対照表計上額の合計額 15,333千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)みずほフィナンシャルグループ	55,600	7,116	取引先との関係強化
スルガ銀行(株)	3,465	2,338	取引先との関係強化

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)みずほフィナンシャルグループ	55,600	7,061	取引先との関係強化
スルガ銀行(株)	3,465	2,772	取引先との関係強化

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ. 自己株式の取得

当社は取締役会の決議により、会社法第165条第2項の規定に基づき市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款で定めております。

これは、機動的な資本政策を遂行するためのものであります。

ロ. 剰余金の配当

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

取締役の定数

当社の取締役は、14名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めております。

種類株式の発行

当社は、種類株式発行会社であって、株式ごとに異なる数の単元株式数を定めており、普通株式の単元株式数は100株としておりますが、A種優先株式及びB種優先株式は法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しないため、単元株式数は1株としております。また、A種劣後株式及びB種劣後株式は剰余金の配当は行わず、残余財産の分配においても普通株式、A種優先株式及びB種優先株式より劣後しており、株主総会において議決権を有しているため、単元株式数は100株としております。

普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であります。A種優先株主及びB種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しておりません。これは、A種優先株式及びB種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わり議決権がない内容としたものであります。

また、A種劣後株主及びB種劣後株主は、株主総会において議決権を有しております。これは、A種劣後株式及びB種劣後株式を配当金や残余財産の分配について普通株式、A種優先株式及びB種優先株式より劣後しているため議決権がある内容としたものであります。

なお、詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1)株式の総数等発行済株式」の記載をご参照下さい。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
28,000		44,000	

(注) 当事業年度の監査証明業務に基づく報酬44,000千円には、会社法および金融商品取引法に基づく当社の過年度決算の訂正にかかる監査業務に対する報酬等20,000千円が含まれております。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成23年5月1日から平成24年4月30日まで)の財務諸表について、監査法人よつば総合事務所により監査を受けております。

なお、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の財務諸表について、監査法人よつば総合事務所により監査を受け、監査報告書を受領しております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についての的確に対応することができる様、セミナーへ参加する等、体制の整備に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当事業年度 (平成24年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	921,090	¹ 1,265,431
売掛金	650,818	494,163
商品	2,232,208	1,974,747
貯蔵品	43,959	17,787
前渡金	36	785
前払費用	415,838	404,487
未収入金	276,542	122,450
その他	21,807	17,657
貸倒引当金	6,828	6,997
流動資産合計	4,555,473	4,290,514
固定資産		
有形固定資産		
建物	¹ 5,871,593	¹ 5,837,603
減価償却累計額	4,539,677	4,642,707
建物(純額)	¹ 1,331,915	¹ 1,194,895
構築物	862,574	787,553
減価償却累計額	705,934	648,944
構築物(純額)	156,640	138,609
車両運搬具	32,441	29,188
減価償却累計額	30,831	28,157
車両運搬具(純額)	1,609	1,030
工具、器具及び備品	2,873,803	2,838,202
減価償却累計額	2,652,552	2,677,221
工具、器具及び備品(純額)	221,250	160,981
土地	¹ 1,154,678	¹ 1,189,114
有形固定資産合計	2,866,094	2,684,632
無形固定資産		
商標権	1,793	1,458
ソフトウェア	133,998	88,737
電話加入権	35,475	35,475
その他	5,227	5,227
無形固定資産合計	176,494	130,899

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当事業年度 (平成24年4月30日)
投資その他の資産		
投資有価証券	¹ 45,955	¹ 29,136
出資金	1,184	944
従業員に対する長期貸付金	4,120	2,492
長期前払費用	150,013	118,162
長期未収入金	150,222	149,806
敷金及び保証金	¹ 5,913,009	¹ 5,393,626
長期預金	200,000	200,000
その他	37,533	31,400
貸倒引当金	90,582	89,806
投資その他の資産合計	6,411,456	5,835,761
固定資産合計	9,454,045	8,651,293
繰延資産		
社債発行費	14,846	-
繰延資産合計	14,846	-
資産合計	14,024,365	12,941,807
負債の部		
流動負債		
支払手形	1,924,509	668,688
営業外支払手形	146,884	68,950
買掛金	979,988	831,520
短期借入金	¹ 3,102,665	-
1年内返済予定の長期借入金	¹ 2,144,288	-
1年内償還予定の社債	143,000	-
未払金	214,947	727,458
未払費用	632,587	711,434
未払法人税等	136,665	158,141
前受金	142,111	197,167
預り金	74,346	71,618
前受収益	1,368	1,939
預金解約損失引当金	-	51,579
その他	¹ 29,925	¹ 4,241
流動負債合計	9,673,288	3,492,740
固定負債		
社債	1,356,500	-
長期借入金	¹ 1,221,700	¹ 7,896,443
関係会社借入金	800,000	-
株主、役員に対する長期借入金	-	¹ 266,400
株主、役員に対する長期債務	299,700	-
退職給付引当金	1,231,039	1,014,411
長期預り保証金	47,537	50,057
その他	73,419	49,704
固定負債合計	5,029,897	9,277,017
負債合計	14,703,185	12,769,757

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当事業年度 (平成24年4月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,532,360	2,924,159
資本剰余金		
資本準備金	1,467,880	2,859,679
資本剰余金合計	1,467,880	2,859,679
利益剰余金		
利益準備金	19,350	19,350
その他利益剰余金		
別途積立金	5,092,710	5,092,710
繰越利益剰余金	8,724,684	10,657,594
利益剰余金合計	3,612,623	5,545,533
自己株式	66,799	66,804
株主資本合計	679,183	171,501
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	363	548
評価・換算差額等合計	363	548
純資産合計	678,819	172,050
負債純資産合計	14,024,365	12,941,807

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
売上高		
商品売上高	22,406,523	19,239,917
売上高合計	22,406,523	19,239,917
売上原価		
商品期首たな卸高	2,519,816	2,232,208
当期商品仕入高	7,417,941	6,168,028
合計	9,937,758	8,400,237
商品期末たな卸高	2,232,208	1,974,747
売上原価合計	¹ 7,705,549	¹ 6,425,490
売上総利益	14,700,973	12,814,427
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	1,163,834	1,031,472
役員報酬	145,305	98,460
給料及び手当	4,566,675	4,206,522
退職給付費用	145,259	123,402
法定福利費	768,579	731,765
地代家賃	4,351,282	4,087,354
リース料	16,659	2,783
減価償却費	418,544	280,302
支払報酬	866,872	872,778
水道光熱費	458,845	383,845
その他	2,383,298	2,239,177
販売費及び一般管理費合計	15,285,157	14,057,865
営業損失()	584,183	1,243,438
営業外収益		
受取利息	4,682	4,011
受取配当金	739	795
受取家賃	324	324
集中加工室管理収入	40,265	64,227
協賛金収入	14,161	500
事務受託収入	849	738
その他	30,670	25,949
営業外収益合計	91,693	96,547

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
営業外費用		
支払利息	156,787	155,221
社債利息	12,970	4,857
社債発行費償却	8,674	4,715
シンジケートローン手数料	2,880	1,077
社債保証料	11,522	5,997
株式交付費償却	-	84,036
その他	21,451	32,111
営業外費用合計	214,286	288,017
経常損失()	706,776	1,434,908
特別利益		
固定資産売却益	² 62,785	² 47,072
会員権買取益	16,982	-
株主、役員に対する長期債務戻入益	-	278,784
店舗構造改革費用戻入益	-	10,025
受取補償金	18,839	1,089
その他	7,643	23,947
特別利益合計	106,250	360,918
特別損失		
固定資産売却損	³ 2,428	³ 82
固定資産除却損	⁴ 18,698	⁴ 11,756
減損損失	⁵ 535,082	⁵ 21,537
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	30,845	-
事業譲渡損	⁶ 42,836	-
店舗構造改革費用	⁷ 65,981	-
事業構造改革費用	⁸ 28,333	⁸ 467,974
投資有価証券評価損	9,704	-
ゴルフ会員権評価損	14,526	4,560
ゴルフ会員権売却損	3,786	-
社債償還損	44,642	10,131
店舗閉鎖損失	⁹ 27,610	⁹ 108,740
固定資産契約解除損	-	25,565
預金解約損失引当金繰入	-	51,579
その他	82,176	36,848
特別損失合計	906,651	738,776
税引前当期純損失()	1,507,176	1,812,766
法人税、住民税及び事業税	117,222	123,392
過年度法人税等戻入額	-	3,248
法人税等合計	117,222	120,143
当期純損失()	1,624,398	1,932,909

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,532,360	1,532,360
当期変動額		
新株の発行	-	1,391,799
当期変動額合計	-	1,391,799
当期末残高	1,532,360	2,924,159
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,467,880	1,467,880
当期変動額		
新株の発行	-	1,391,799
当期変動額合計	-	1,391,799
当期末残高	1,467,880	2,859,679
資本剰余金合計		
当期首残高	1,467,880	1,467,880
当期変動額		
新株の発行	-	1,391,799
当期変動額合計	-	1,391,799
当期末残高	1,467,880	2,859,679
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	19,350	19,350
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	19,350	19,350
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	5,092,710	5,092,710
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	5,092,710	5,092,710
繰越利益剰余金		
当期首残高	7,100,285	8,724,684
当期変動額		
当期純損失()	1,624,398	1,932,909
当期変動額合計	1,624,398	1,932,909
当期末残高	8,724,684	10,657,594
利益剰余金合計		
当期首残高	1,988,224	3,612,623
当期変動額		
当期純損失()	1,624,398	1,932,909
当期変動額合計	1,624,398	1,932,909
当期末残高	3,612,623	5,545,533

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
自己株式		
当期首残高	66,790	66,799
当期変動額		
自己株式の取得	8	5
当期変動額合計	8	5
当期末残高	66,799	66,804
株主資本合計		
当期首残高	945,224	679,183
当期変動額		
新株の発行	-	2,783,599
当期純損失()	1,624,398	1,932,909
自己株式の取得	8	5
当期変動額合計	1,624,407	850,684
当期末残高	679,183	171,501
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	5,182	363
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,545	185
当期変動額合計	5,545	185
当期末残高	363	548
評価・換算差額等合計		
当期首残高	5,182	363
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,545	185
当期変動額合計	5,545	185
当期末残高	363	548
純資産合計		
当期首残高	940,042	678,819
当期変動額		
新株の発行	-	2,783,599
当期純損失()	1,624,398	1,932,909
自己株式の取得	8	5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,545	185
当期変動額合計	1,618,861	850,869
当期末残高	678,819	172,050

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	1,507,176	1,812,766
減価償却費	421,992	282,498
減損損失	535,082	21,537
長期前払費用償却額	65,660	55,460
退職給付引当金の増減額(は減少)	41,179	216,628
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,020	193
受取利息	4,682	4,011
受取配当金	739	795
支払利息	156,787	155,221
社債利息	12,970	4,857
社債発行費償却	8,674	4,715
株式交付費	-	84,036
ゴルフ会員権売却損益(は益)	3,786	5,702
固定資産売却益	62,785	47,072
会員権買取益	16,982	-
株主、役員に対する長期債務戻入益	-	278,784
店舗構造改革費用戻入益	-	10,025
受取補償金	18,839	1,089
固定資産売却損	2,428	82
固定資産除却損	18,698	11,756
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	30,845	-
事業譲渡損益(は益)	42,836	-
店舗構造改革費用	65,981	-
ゴルフ会員権評価損	14,526	4,560
社債償還損	44,642	10,131
固定資産契約解除損	-	25,565
店舗閉鎖損失	27,610	108,740
事業構造改革費用	28,333	467,974
投資有価証券評価損益(は益)	9,704	-
売上債権の増減額(は増加)	43,305	156,654
たな卸資産の増減額(は増加)	295,786	283,633
仕入債務の増減額(は減少)	59,304	1,154,288
その他の流動資産の増減額(は増加)	98,019	30,603
その他の流動負債の増減額(は減少)	248,844	240,229
その他の固定負債の増減額(は減少)	39,019	20,916
その他	246,682	144,208
小計	22,471	1,520,626
利息及び配当金の受取額	1,283	1,185
利息の支払額	193,567	170,075
法人税等の支払額	121,685	118,028
法人税等の還付額	235	3,710
その他	100,349	101,602
営業活動によるキャッシュ・フロー	436,555	1,905,436

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	67,944	24,128
有形固定資産の売却による収入	351,977	59,315
無形固定資産の取得による支出	28,386	31,414
敷金及び保証金の差入による支出	31,244	8,250
敷金及び保証金の回収による収入	445,444	393,791
長期前払費用の取得による支出	44,828	16,400
その他	6,717	28,246
投資活動によるキャッシュ・フロー	631,735	401,159
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	2,461,765	-
短期借入れによる収入	-	2,057,483
短期借入金の返済による支出	-	609,704
長期借入れによる収入	99,800	666,000
長期借入金の返済による支出	1,153,401	19,988
社債の償還による支出	1,896,800	1,499,500
ファイナンス・リース債務の返済による支出	8,177	7,693
配当金の支払額	148	38
第三者割当増資による収入	-	1,262,065
その他	8	5
財務活動によるキャッシュ・フロー	496,971	1,848,618
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	301,790	344,340
現金及び現金同等物の期首残高	1,222,881	921,090
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 921,090	¹ 1,265,431

【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

【重要な会計方針】

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（利息法）を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

運用目的の金銭の信託

時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品

総平均法による原価法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

4 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～45年

構築物 15年

機械及び装置 6年～15年

車輛運搬具 4年

工具、器具及び備品 8年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

長期前払費用

定額法によっております。

5 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

株式交付費

発生時に全額費用処理しております。

6 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により翌会計年度から費用処理しております。

預金解約損失引当金

長期契約の定期預金の解約に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

7 ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについて特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

金利スワップ 借入金の利息

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行う方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

期末残高がないため、該当事項はありません。

その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

デリバティブ取引は担当役員による個別取引ごとの決裁を得て財務経理部が実行し、毎月デリバティブ取引の残高状況、評価損益状況を把握しております。

8 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりス
クしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬
の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂
正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しておりま
す。

キャッシュ・フロー計算書

前事業年度において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」に区分掲記していた「短期借入金の純
増減額(は減少)」は、借入期間が短くかつ回転が早い短期借入金に該当しなくなったため、当事業
年度より「短期借入れによる収入」及び「短期借入金の返済による支出」として表示しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供されている資産及び担保付債務は以下のとおりであります。

担保に供されている資産

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当事業年度 (平成24年4月30日)
現金及び預金(定期預金)	千円	666,021千円
建物	409,023千円	417,062千円
土地	1,105,200千円	1,188,476千円
敷金及び保証金	1,099,026千円	1,097,021千円
計	2,613,250千円	3,368,581千円

担保付債務

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当事業年度 (平成24年4月30日)
短期借入金	3,102,665千円	千円
一年内返済予定の長期借入金	2,144,288千円	千円
長期借入金	1,221,700千円	7,896,443千円
株主、役員に対する長期借入金	千円	266,400千円
計	6,468,653千円	8,162,843千円

上記担保のほか、前事業年度は、投資有価証券29,957千円を商品券(8,597千円、流動負債「その他」に含め表示。)発行保全のため、また、当事業年度は、投資有価証券12,863千円を商品券(4,241千円、流動負債「その他」に含め表示。)発行保全のため、横浜地方法務局小田原支局に供託しております。

2 財務制限

前事業年度(平成23年4月30日)

金銭消費貸借契約及びシンジケートローン契約等について平成22年6月8日までに全取引金融機関と結んだ同意書に下記の条項が付されております。

四半期毎の売上高および売上総利益の金額(単体ベース)につき、計画数値の80%を下回らないこと。

当事業年度(平成24年4月30日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

- 1 期末商品たな卸資産高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
売上原価	24,737千円	100,192千円

- 2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
建物及び土地	54,980千円	47,072千円
機械及び装置	7,804千円	千円
計	62,785千円	47,072千円

- 3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
土地	2,428千円	千円
車両運搬具	千円	82千円

- 4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
建物	7,071千円	千円
構築物	2,350千円	10,879千円
機械及び装置	30千円	千円
車両運搬具	23千円	千円
工具、器具及び備品	9,221千円	876千円
計	18,698千円	11,756千円

5 減損損失

前事業年度(自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)

当社は、当事業年度において眼鏡等小売事業の収益性が悪化しているエリア地域について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

用途	場所	種類	金額 (千円)
眼鏡等 小売事業	近畿・中四国 地域	建物	85,154
		構築物	5,429
		工具、器具 及び備品	6,848
計			97,432
眼鏡等 小売事業	九州地域	建物	127,027
		構築物	20,404
		工具、器具 及び備品	6,874
計			154,306
合計			251,738

眼鏡等小売事業については、営業管理上の区分に基づいたエリア地域別にグルーピングを行っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により算定しております。

また、共用資産である本社ビル他2物件について、収益性の悪化に伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

用途	場所	種類	金額 (千円)
共用資産	神奈川県 小田原市	建物	139,131
		構築物	1,334
		工具、器具 及び備品	11,055
		土地	131,822
計			283,343

共用資産については、個々の物件単位にグルーピングを行っております。

当該資産グループの回収可能価額は、不動産鑑定評価額に基づき正味売却価額で評価しております。

当事業年度(自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日)

当社は、当事業年度において通販事業の一部(アークスコンタクト)の譲渡が決定したことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

用途	場所	種類	金額 (千円)
通販事業	東京都渋谷区	ソフトウェア	21,537
計			21,537

通販事業については、個々の通販部門単位にグルーピングを行っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額で評価しております。

6 事業譲渡損

(前事業年度)

事業譲渡損の内容は、ゴルフ事業の譲渡に伴い発生した費用であり、その内訳は次のとおりであります。

事業分離による移転損益	11,653千円
事業分離準備費用	28,806千円
その他	2,376千円
計	42,836千円

(当事業年度)

該当事項はありません。

- 7 店舗構造改革費用の内容は、店舗リストラに伴い、当社の取締役会において決議した閉鎖決定店舗の損失相当額であります。
- 8 事業構造改革費用の内容は、新「事業計画」の立案及び遂行のための、プロジェクト費用であります。
- 9 店舗閉鎖損失の内容は、店舗閉鎖に伴う原状復帰費用等であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年 5 月 1 日 至 平成23年 4 月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	13,790,880			13,790,880

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	102,859	60		102,919

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 60株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	13,790,880			13,790,880
A種優先株式(株)		800		800
B種優先株式(株)		1		1
A種劣後株式(株)		30,318,181		30,318,181
B種劣後株式(株)		4,419,022		4,419,022

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

A種優先株式

平成23年7月27日を期日とした第三者割当増資による増加 800株

B種優先株式

平成24年4月25日を期日とした第三者割当増資による増加 1株

A種劣後株式

平成24年1月31日を期日とした第三者割当増資による増加 30,318,181株

B種劣後株式

新株予約権付ローンに係る新株予約権の一部行使による増加 4,419,022株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	102,919	40		102,959

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 40株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
現金及び預金	921,090千円	1,265,431千円
現金及び現金同等物	921,090千円	1,265,431千円

2 重要な非資金取引の内容

当事業年度において、債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）を実施しております。

支払手形減少額	250,000千円
関係会社借入金減少額	800,000千円
資本金増加額	525,000千円
資本準備金増加額	525,000千円

また、当事業年度において、新株予約権付ローン（株主、役員に対する長期借入金）に付された新株予約権の権利行使が実施されております。

株主、役員に対する長期借入金減少額	399,600千円
資本増加額	199,800千円
資本準備金増加額	199,800千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

貸借対照表に計上したリース資産はありません。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年4月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年4月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	16,009	13,874	2,134
合計	16,009	13,874	2,134

(単位：千円)

	当事業年度 (平成24年4月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	16,009	16,009	
合計	16,009	16,009	

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当事業年度 (平成24年4月30日)
1年内	2,134	
1年超		
合計	2,134	

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、減価償却費相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)	当事業年度 (自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日)
支払リース料	16,659	2,134
減価償却費相当額	16,659	2,134

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避する目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

店舗等の賃貸借契約に基づく敷金及び保証金は、預託先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ全てが3ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資資金として調達したものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程等に従い、営業債権、敷金及び保証金について、各管理部署が主要な相手先の状況を定期的にモニタリングし、相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図る等の方法により、信用リスクを管理しております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）等の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものは、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直す等の方法により、市場価格の変動リスクを管理しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業債務等について、財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新する等の方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照）。

前事業年度(平成23年4月30日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	921,090	921,090	
(2)売掛金	650,818	650,818	
(3)未収入金	276,542	276,542	
(4)投資有価証券			
満期保有目的の債券	29,957	29,958	0
其他有価証券	10,497	10,497	
(5)長期未収入金	150,222		
貸倒引当金(1)	77,584		
長期未収入金(純額)	72,637	71,595	1,042
(6)敷金及び保証金	592,252	538,398	53,854
(7)長期預金	200,000	200,000	
資産計	2,753,798	2,698,901	54,897
(1)支払手形	1,924,509	1,924,509	
(2)営業外支払手形	146,884	146,884	
(3)買掛金	979,988	979,988	
(4)短期借入金	3,102,665	3,102,665	
(5)1年内返済予定の長期借入金	2,144,288	2,144,288	
(6)1年内償還予定の社債	143,000	143,000	
(7)未払金	214,947	214,947	
(8)未払費用	632,587	632,587	
(9)未払法人税等	136,665	136,665	
(10)社債	1,356,500	1,351,368	5,132
(11)長期借入金	1,221,700	1,185,109	36,591
(12)関係会社借入金	800,000	783,019	16,981
(13)長期未払金	13,505	13,453	52
負債計	12,817,241	12,758,485	58,756

(1)長期未収入金に対応する個別引当金を控除しております。

当事業年度(平成24年4月30日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	1,265,431	1,265,431	
(2)売掛金	494,163	494,163	
(3)未収入金	122,450	122,450	
(4)投資有価証券			
満期保有目的の債券	12,863	12,863	
その他有価証券	10,772	10,772	
(5)長期未収入金	138,406		
貸倒引当金(1)	77,584		
長期未収入金(純額)	60,821	60,335	486
(6)敷金及び保証金	864,438	800,267	64,170
(7)長期預金	200,000	200,000	
資産計	3,030,942	2,966,286	64,656
(1)支払手形	668,688	668,688	
(2)営業外支払手形	68,950	68,950	
(3)買掛金	831,520	831,520	
(4)未払金	727,458	727,458	
(5)未払費用	711,434	711,434	
(6)未払法人税等	158,141	158,141	
(7)長期借入金	7,896,443	7,912,401	15,957
(8)長期未払金	5,507	5,501	5
負債計	11,068,144	11,084,096	15,951

(1)長期未収入金に対応する個別引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)未収入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5)長期未収入金

時価の算定は、回収予定時期を合理的に見積った期間に応じたりスクフリーレートで割り引いた現在価値によっております。

(6)敷金及び保証金

時価の算定は、返還予定時期を合理的に見積った期間に応じたりスクフリーレートで割り引いた現在価値によっております。

(7)長期預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)支払手形、(2)営業外支払手形、(3)買掛金、(4)未払金、(5)未払費用、(6)未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8)長期未払金

時価については、支払時期を合理的に見積った期間に応じたりスクフリーレートで割り引いた現在価値によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成23年4月30日	平成24年4月30日
非上場株式(1)	5,500	5,500
長期未収入金(2)		11,400
敷金及び保証金(3)	5,320,756	4,529,188
株主、役員に対する長期借入金(4)		266,400
株主、役員に対する長期債務(5)	299,700	
預り保証金(6)	47,537	50,057
長期未払金(7)		43,822

- 1 非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。
- 2 長期未収入金については、返還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価は行っておりません。
- 3 敷金及び保証金については、返還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価は行っておりません。
- 4 株主、役員に対する長期借入金については、新株予約権付ローンに係る借入金であり、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価は行っておりません。
- 5 株主、役員に対する長期債務については、支払時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価は行っておりません。
- 6 預り保証金については、償還時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価は行っておりません。
- 7 長期未払金については、支払時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価は行っておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成23年4月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	921,090			
売掛金	650,818			
未収入金	276,542			
長期未収入金		53,115	19,522	
敷金及び保証金		592,252		
投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	30,000			
その他有価証券のうち満期があるもの				
長期預金				200,000
合計	1,878,452	645,368	19,522	200,000

当事業年度(平成24年4月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,265,431			
売掛金	494,163			
未収入金	122,450			
長期未収入金		47,343	13,478	
敷金及び保証金		864,438		
投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)		12,863		
その他有価証券のうち満期があるもの				
長期預金				200,000
合計	1,882,044	924,645	13,478	200,000

(注4) 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」をご参照下さい。

[次へ](#)

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前事業年度(平成23年4月30日)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表日 における時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	29,957	29,958	0
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの			
合計	29,957	29,958	0

当事業年度(平成24年4月30日)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表日 における時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの			
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	12,863	12,863	
合計	12,863	12,863	

2 その他有価証券

前事業年度(平成23年4月30日)

区分	種類	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	5,231	2,378	2,853
	債券 その他			
	小計	5,231	2,378	2,853
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	4,224	6,399	2,175
	債券			
	その他	1,042	1,169	126
	小計	5,266	7,568	2,302
合計		10,497	9,947	550

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額5,500千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成24年4月30日)

区分	種類	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	5,642	2,378	3,264
	債券 その他			
	小計	5,642	2,378	3,264
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	4,191	6,399	2,208
	債券 その他	939	1,169	229
	小計	5,130	7,568	2,438
合計		10,772	9,947	825

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額5,500千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度を採用しております。

2 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当事業年度 (平成24年4月30日)
退職給付債務(千円)	1,219,326	1,252,548
未認識数理計算上の差異(千円)	11,713	238,137
退職給付引当金(+)(千円)	1,231,039	1,014,411

3 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)	当事業年度 (自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日)
勤務費用(千円)	99,777	88,184
利息費用(千円)	24,028	24,472
数理計算上の差異の費用処理額(千円)	21,454	10,746
臨時に支払った割増退職金(千円)		157,469
退職給付費用(千円)	145,259	280,872

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

割引率

前事業年度 (自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)	当事業年度 (自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日)
2.0%	0.9%

(注) 当事業年度の期首時点で適用した割引率は2.0%でありましたが、期末時点で再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に影響を及ぼすと判断し、割引率を0.9%に変更しております。

数理計算上の差異の処理年数

3年

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年4月30日)	当事業年度 (平成24年4月30日)
(繰延税金資産)		
貸倒引当金	36,493千円	31,696千円
長期未払金	121,678千円	千円
退職給付引当金	499,802千円	360,927千円
減損損失等	789,668千円	594,095千円
ゴルフ会員権評価損	30,621千円	28,742千円
資産除去債務	22,523千円	36,669千円
棚卸資産評価引当金	千円	97,112千円
繰越欠損金	4,405,419千円	4,723,265千円
その他	234,841千円	68,623千円
繰延税金資産小計	6,141,048千円	5,941,132千円
評価性引当額	6,141,048千円	5,941,132千円
繰延税金資産合計	千円	千円
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	248千円	375千円
繰延税金負債合計	248千円	375千円
繰延税金負債の純額	248千円	375千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失のため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社は、神奈川県小田原市及びその他の地域において、将来の使用が見込まれていない売却予定資産を保有しております。

これら賃貸等不動産に関する貸借対照表計上額、期中増減額及び決算日における時価は次のとおりであります。

(単位：千円)

		前事業年度 (自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)	当事業年度 (自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日)
貸借対照表計上額	期首残高	507,027	395,256
	期中増減額	111,771	37,151
	期末残高	395,256	432,407
期末時価		411,398	444,245

- (注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 期中増減額のうち、前事業年度の主な減少は、売却予定資産の売却に伴う減少額(107,195千円)であります。
当事業年度の主な増加は、売却予定資産の売却契約解除に伴う増加額(77,814千円)であります。また、当事業年度の主な減少は、売却予定資産の売却に伴う減少額(38,272千円)であります。
- 3 時価の算定方法
主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額であります。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、営業拠点の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業部門別セグメントから構成されており、「眼鏡等小売事業」及び「通販事業」の2つを報告セグメントとしております。

「眼鏡等小売事業」は、フレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス・補聴器・補聴器付属品・化粧品・健康食品等の店舗における販売事業であります。

「通販事業」は、インターネット上の眼鏡等の販売サイトであります。

なお、前第3四半期会計期間において、当社の運営するザ・マスターズ天草コース(ゴルフ事業)を会社分割により新設会社に承継させた上で、当該新設会社の全株式を株式会社ナンノHDに譲渡したことから、当事業年度では「ゴルフ事業」の記載はしておりません。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業部門別セグメントの会計処理は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	損益計算書 計上額 (注2)
	眼鏡等 小売事業	ゴルフ事業	通販事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	21,599,251	210,819	596,451	22,406,523		22,406,523
セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	21,599,251	210,819	596,451	22,406,523		22,406,523
セグメント利益又は損失()	456,557	18,033	354	438,878	145,305	584,183

(注)1. セグメント利益又は損失の調整額 145,305千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主な内容は役員報酬であります。

2. セグメント利益又は損失は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの資産、負債及びその他の項目につきましては、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための対象とはしていないため、記載していません。

当事業年度(自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	損益計算書 計上額 (注2)
	眼鏡等 小売事業	通販事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	18,757,885	482,031	19,239,917		19,239,917
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	18,757,885	482,031	19,239,917		19,239,917
セグメント損失()	1,130,379	14,599	1,144,978	98,460	1,243,438

- (注) 1. セグメント損失の調整額 98,460千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主な内容は役員報酬であります。
2. セグメント損失は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。
3. 報告セグメントごとの資産、負債及びその他の項目につきましては、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための対象とはしていないため、記載しておりません。

【関連情報】

前事業年度(自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	フレーム	レンズ	コンタクト レンズ	コンタクト 備品	その他	合計
外部顧客への売上高	6,189,714	7,507,320	5,779,498	156,392	2,773,597	22,406,523

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 平成23年 5 月 1 日 至 平成24年 4 月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	フレーム	レンズ	コンタクト レンズ	コンタクト 備品	その他	合計
外部顧客への売上高	4,885,166	6,913,689	5,180,553	120,605	2,139,902	19,239,917

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成22年 5 月 1 日 至 平成23年 4 月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)	損益計算書 計上額
	眼鏡等 小売事業	ゴルフ事業	通販事業	計		
減損損失	251,738			251,738	283,343	535,082

(注)減損損失の調整額283,343千円は、本社ビル他 2 物件の共用資産に係る減損損失計上額であります。

当事業年度(自 平成23年 5 月 1 日 至 平成24年 4 月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	損益計算書 計上額
	眼鏡等 小売事業	通販事業	計		
減損損失		21,537	21,537		21,537

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)役員及び個人主要株主等

前事業年度(自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)

種類	氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(個人)・役員及びその近親者	田中邦興			当社代表取締役会長	所有直接 24.5	(有)ビック商事代表取締役金銭貸借	資金の借入(注1)		長期借入金	800,000
							利息の支払(注1)	13,399	未払費用	4,292

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 極度貸付金銭貸借契約書に基づく資金の借入であります。
2. 借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。

当事業年度(自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日)

種類	氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(個人)・役員及びその近親者	田中邦興			前当社代表取締役会長	所有直接 8.5	(有)ビック商事代表取締役金銭貸借	利息の支払(注1)	3,193		

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。

(イ)親会社及び法人主要株主等

前事業年度(自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(法人)	投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数投資家向け	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	74,275,000	投資事業	所有直接30.27	資金の借入	資金の借入(注1)	280,897	株主、役員に対する長期借入金	112,359
	AP Cayman Partners II, L.P.	Walkers Corporate Service Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9002, Cayman Islands	51,830,425	投資事業	所有直接21.12	資金の借入	資金の借入(注1)	196,015	株主、役員に対する長期借入金	78,406
	Japan Ireland Investment Partners	33 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland	10	投資事業	所有直接18.36	資金の借入	資金の借入(注1)	170,353	株主、役員に対する長期借入金	68,141

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

金銭消費貸借契約書に基づく資金の借入であります。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
1株当たり純資産額	49円59銭	64円16銭
1株当たり当期純損失()	118円67銭	141円23銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)	当事業年度 (自 平成23年 5月 1日 至 平成24年 4月30日)
当期純損失()(千円)	1,624,398	1,932,909
普通株主に帰属しない金額(千円)		239
(うち優先配当金)(千円)	()	(239)
普通株主に係る当期純損失()(千円)	1,624,398	1,933,149
普通株式の期中平均株式数(株)	13,687,993	13,687,939
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成23年 4月30日)	当事業年度 (平成24年 4月30日)
純資産の部の合計額(千円)	678,819	172,050
純資産の部の合計額から控除する金額 (純資産合計から控除する金額)(千円)		1,050,239
(うち優先株式払込金額)(千円)	()	(1,050,000)
(うち優先配当金)(千円)	()	(239)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	678,819	878,188
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	13,687,961	13,687,921

(重要な後発事象)

資本金及び準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、平成24年6月29日開催の臨時取締役会において、平成24年7月27日開催の第36期定時株主総会に資本金及び準備金の額の減少並びに剰余金の処分を付議することを決議し、同株主総会にて承認されました。

(1) 資本金及び準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、今般、事業再生の一環として、欠損の填補を図り、分配可能額を確保及び充実させ、もって、今後の経営の機動性や自由度を確保するための資本政策に備えるとともに、中小企業基本法上の中小企業に該当することによる効率的でかつ柔軟な企業財務の運営体制の確立を目的として、資本金及び資本準備金の額を減少させて、その他資本剰余金を増加させ、また、増加したその他資本剰余金の減少に加えて、利益準備金及び別途積立金を減少させて、繰越利益剰余金を増加させることといたしました。

(2) 減少する資本金及び準備金の額

当事業年度末の資本金の額2,924,159千円のうち、2,874,159千円を減少させ、減少後の資本金の額を、50,000千円とします。また、当事業年度末の資本準備金の額2,859,679千円全額を減少させます。さらに、当事業年度末の利益準備金の額19,350千円全額を減少させます。

(3) 剰余金の処分

資本金及び資本準備金の減少により増加するその他資本剰余金のうち、5,545,533千円を、また、当事業年度末の別途積立金5,092,710千円全額を、それぞれ繰越利益剰余金に振替えることにより、繰越利益剰余金の損失の処理を行います。これに伴い、その他資本剰余金は、188,306千円となり、また、繰越利益剰余金の損失は解消されます。

(4) 日程

平成24年6月29日	取締役会決議日
平成24年7月13日	債権者異議申述催告公告日
平成24年7月27日	定時株主総会決議日及び剰余金の処分(別途積立金の繰越利益剰余金への振替)の効力発生日
平成24年8月13日	債権者異議申述催告最終期日(予定)
平成24年8月17日	資本金及び準備金の額の減少並びに剰余金の処分(その他資本剰余金の繰越利益剰余金への振替)の効力発生日(予定)

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	其他有価証券	株式会社みずほフィナンシャルグループ	55,600	7,061
		株式会社横浜スタジアム	10,000	5,500
		スルガ銀行株式会社	3,465	2,772
	計		69,065	15,333

【債券】

銘柄			券面総額(千円)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	満期保有目的の債券	第99回 分離元本国債	13,000	12,863
計			13,000	12,863

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	其他有価証券	(証券投資信託の受益証券) 三菱UFJ信託銀行欧州債券オープン	1,000,000	939
計			1,000,000	939

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	5,871,593	418,501	452,491	5,837,603	4,642,707	155,908	1,194,895
構築物	862,574	36,839	111,860	787,553	648,944	16,930	138,609
機械及び装置							
車両運搬具	32,441		3,253	29,188	28,157	416	1,030
工具、器具及び備品	2,873,803	11,245	46,845	2,838,202	2,677,221	60,634	160,981
土地	1,154,678	60,900	26,464	1,189,114			1,189,114
建設仮勘定		2,576	2,576				
有形固定資産計	10,795,090	530,063	643,491	10,681,662	7,997,030	233,889	2,684,632
無形固定資産							
商標権	3,344			3,344	1,885	334	1,458
ソフトウェア	924,373	32,218	39,604 (21,537)	916,987	828,249	48,274	88,737
電話加入権	35,475			35,475			35,475
その他	5,227			5,227			5,227
無形固定資産計	968,421	32,218	39,604 (21,537)	961,034	830,135	48,608	130,899
長期前払費用	400,419	32,797	111,050	322,166	204,004	59,886	118,162
繰延資産							
社債発行費	69,037		69,037			4,715	
繰延資産計	69,037		69,037			4,715	

(注) 1 当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

2 主な増加及び減少は以下のとおりであります

増 加

遊休不動産の売却契約解除によるものであります。

建 物	396,576千円
構 築 物	35,879千円
工具、器具及び備品	10,002千円
土 地	60,900千円

減 少

「再建計画」等に基づく店舗の閉鎖によるものであります。

建 物	29,328千円
工具、器具及び備品	1,509千円

減損損失等

通販事業の一部（アークスコンタクト）の譲渡が決定したことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額したことによるもの

ソフトウェア	21,537千円
--------	----------

売却による資産

遊休施設

建 物	413,613千円
構 築 物	111,510千円
工具、器具及び備品	14,555千円
土 地	26,464千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第11回無担保社債	平成19年 6月14日	499,500		年0.56	無	平成26年 5月30日
第14回無担保社債	平成19年 12月14日	1,000,000		年0.56	無	平成24年 12月14日
合計		1,499,500				

(注) 第11回無担保社債及び第14回無担保社債は、平成24年4月期に繰上償還しております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,102,665			
1年以内に返済予定の長期借入金	2,144,288			
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,221,700	8,162,843	0.967	平成27年7月 ~平成30年1月
関係会社借入金	800,000			
株主、役員に対する長期借入金		266,400		平成30年1月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)				
その他有利子負債				
未払金(1年以内)	7,693	7,998	3.89	
長期未払金(1年超) (固定負債「その他」)	13,505	5,507	3.89	平成25年5月 ~平成25年12月
合計	7,289,852	8,176,349		

- (注) 1 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2 株主、役員に対する長期借入金は、新株予約権付ローンに係る無利息の借入金であります。
3 長期借入金等(1年以内に返済予定のものを除く)の決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金			99,997	99,997
その他有利子負債	5,507			

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	97,411	7,720	800	7,527	96,804
預金解約損失引当金		51,579			51,579

(注) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」の金額は、債権回収による取崩額及び洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

a 資産の部

イ 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	189,449
預金の種類	
当座預金	453
普通預金	408,414
別段預金	1,082
定期預金	666,032
計	1,075,982
合計	1,265,431

ロ 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ジェーシーピー	119,041
三井住友カード株式会社	57,920
株式会社クレディセゾン	56,142
三菱UFJニコス株式会社	46,182
イオンクレジットサービス株式会社	25,462
その他	189,414
合計	494,163

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
650,818	7,713,742	7,870,397	494,163	94.09	27.16

(注) 上記の金額には、消費税等が含まれております。

八 商品

品目	金額(千円)
フレーム	1,375,462
サングラス	190,225
コンタクトレンズ	136,777
メガネ備品	44,354
補聴器	32,375
コンタクトレンズ備品	17,304
レンズ	13,573
補聴器付属品	11,370
その他	153,304
合計	1,974,747

二 貯蔵品

品目	金額(千円)
サービスケース	7,413
DOS V POS 機器	1,861
その他	8,512
合計	17,787

ホ 敷金及び保証金

区分	金額(千円)
店舗賃借敷金保証金	5,030,032
社宅家賃敷金	26,282
その他	337,311
合計	5,393,626

b 負債の部

イ 支払手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社内田屋	95,134
HOLTジャパン株式会社	93,718
株式会社アサヒオプティカル	92,280
シーメンスヒヤリングインスツルメンツ株式会社	53,313
メガネバンク株式会社	47,604
その他	286,638
合計	668,688

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額(千円)
平成24年 5月 満期	240,777
" 6月 "	219,977
" 7月 "	125,219
" 8月 "	82,713
" 9月 以降満期	
合計	668,688

ロ 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ニコン・エシロール	126,591
ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社	90,800
株式会社内田屋	67,937
株式会社シンシア	50,499
シーメンスヒヤリングインスツルメンツ株式会社	49,512
その他	446,177
合計	831,520

八 未払金

区分	金額(千円)
事業構造改革費用	282,120
退職金	282,114
その他	163,223
合計	727,458

二 未払費用

相手先	金額(千円)
未払給与	268,895
株式会社読売インフォメーションサービス	75,546
株式会社電通	42,410
株式会社DNP中部	39,647
株式会社アライアンスパートナーズ	37,417
その他	247,517
合計	711,434

ホ 長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社みずほ銀行	2,756,958
株式会社三井住友銀行	1,646,576
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,302,668
株式会社商工組合中央金庫	783,032
株式会社りそな銀行	456,786
その他	950,421
合計	7,896,443

ヘ 退職給付引当金

区分	金額(千円)
退職給付債務	1,252,548
未認識数理計算上の差異	238,137
合計	1,014,411

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	5,463,337	10,520,305	15,069,553	19,239,917
税引前四半期(当期)純損失金額() (千円)	23,910	209,728	715,526	1,812,766
四半期(当期)純損失金額() (千円)	1,551	263,902	804,823	1,932,909
1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	0.11	19.28	58.80	141.23

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額() (円)	0.11	19.17	39.52	82.43

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	毎決算日の翌日から3ヶ月以内
基準日	4月30日
剰余金の配当の基準日	10月31日、4月30日
1単元の株式数	普通株式 100株 優先株式 1株 劣後株式 100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求とする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第35期(自 平成22年 5月 1日 至 平成23年 4月30日)平成23年 7月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成23年 7月27日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第36期第 1 四半期(自 平成23年 5月 1日 至 平成23年 7月31日)平成23年 9月12日関東財務局長に提出。

第36期第 2 四半期(自 平成23年 8月 1日 至 平成23年10月31日)平成23年12月12日関東財務局長に提出。

第36期第 3 四半期(自 平成23年11月 1日 至 平成24年 1月31日)平成24年 3月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 4 号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書を平成23年11月16日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 2 号(A種劣後株式の発行)の規定に基づく臨時報告書を平成23年11月18日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2(臨時株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書を平成23年12月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 4 号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書を平成24年 1月31日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 9 号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書を平成24年 1月31日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 2 号(B種優先株式の発行)の規定に基づく臨時報告書を平成24年 3月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2(臨時株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書を平成24年 4月25日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第33期(自 平成20年5月1日 至 平成21年4月30日)平成24年1月13日関東財務局長に提出。

事業年度 第34期(自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)平成24年1月13日関東財務局長に提出。

事業年度 第35期(自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)平成24年1月13日関東財務局長に提出。

(6) 内部統制報告書の訂正報告書及びその添付書類

事業年度 第33期(自 平成20年5月1日 至 平成21年4月30日)平成24年1月13日関東財務局長に提出。

事業年度 第34期(自 平成21年5月1日 至 平成22年4月30日)平成24年1月13日関東財務局長に提出。

事業年度 第35期(自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日)平成24年1月13日関東財務局長に提出。

(7) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第34期第1四半期(自 平成21年5月1日 至 平成21年7月31日)平成24年1月13日関東財務局長に提出。

第34期第2四半期(自 平成21年8月1日 至 平成21年10月31日)平成24年1月13日関東財務局長に提出。

第34期第3四半期(自 平成21年11月1日 至 平成22年1月31日)平成24年1月13日関東財務局長に提出。

第35期第1四半期(自 平成22年5月1日 至 平成22年7月31日)平成24年1月13日関東財務局長に提出。

第35期第2四半期(自 平成22年8月1日 至 平成22年10月31日)平成24年1月13日関東財務局長に提出。

第35期第3四半期(自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)平成24年1月13日関東財務局長に提出。

第36期第1四半期(自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)平成24年1月13日関東財務局長に提出。

第36期第2四半期(自 平成23年8月1日 至 平成23年10月31日)平成24年1月13日関東財務局長に提出。

(8) 臨時報告書の訂正報告書

平成23年11月18日関東財務局長に提出の臨時報告書に係る訂正報告書を平成23年12月26日関東財務局長に提出。

平成23年11月18日関東財務局長に提出の臨時報告書に係る訂正報告書を平成23年12月27日関東財務局長に提出。

平成24年3月28日関東財務局長に提出の臨時報告書に係る訂正報告書を平成24年4月24日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年7月27日

株式会社メガネスーパー
取締役会 御中

監査法人よつば総合事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神 門 剛

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 屋 友 宏

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メガネスーパーの平成23年5月1日から平成24年4月30日までの第36期事業年度の訂正後の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メガネスーパーの平成24年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年6月29日開催の臨時取締役会において、平成24年7月27日開催の定時株主総会に「資本金及び準備金の額の減少並びに剰余金の処分」を付議することを決議し、同株主総会にて承認されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の財務諸表に対して平成24年7月27日に監査報告書を提出した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メガネスーパーの平成24年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社メガネスーパーが平成24年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。